



Credit Guarantee Corporation of Kawasaki-shi

川崎市信用保証協会の現況 2024

 川崎市信用保証協会



川崎市信用保証協会の現況 2024 KAWASAKI GUARANTEE REPORT 2024

川崎市信用保証協会の現況 2024

KAWASAKI GUARANTEE REPORT 2024

発行／令和6年6月
編集／川崎市信用保証協会
総務企画部総務企画課

〒210-0024 川崎市川崎区日進町1-66
TEL 044-211-0503 FAX 044-222-2080
<https://www.cgc-kawasaki.or.jp>



目次

川崎市信用保証協会の概要	1
コンプライアンスへの取り組みについて	5
個人情報保護宣言(抄)	6
信用補完制度の仕組み	7
信用保証のご利用に際して	10
主な協会保証制度のご案内	13
中期事業計画(令和6~8年度)(概要)	17
年度経営計画(令和6年度)(概要)	18
令和5年度の実績	20
令和5年度の主な取り組み	22
経営支援の取り組み	27
業務状況の推移	30
令和5年度決算	41
あゆみ	46
窓口のご案内	47



川崎市信用保証協会シンボルマーク

当協会は創設35周年を記念して、昭和59年4月1日にシンボルマークを制定しました。

川崎の川を土台に信用のSと保証のHを配置し、川崎市の発展を信用と保証で支えて行こうとする当協会の念願を象徴したものです。



川崎市信用保証協会
会長 篠原 秀夫



平素は当協会の業務運営につきまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当協会の取組みにつきまして、更なるご理解をいただくため令和5年度の業務実績や取組み等をまとめた「川崎市信用保証協会の現況」を作成いたしました。

本誌を通じて、より多くの皆様に当協会とその業務に対する理解を深めていただければ幸いです。

令和5年度は、ウィズコロナの下で各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待されていたものの、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっており、また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響など、厳しさが増していました。

こうした中、当協会は、公的な中小企業支援機関として、原材料等の高騰や人手不足等により厳しい状況にある中小企業に、金融機関等と連携し信用保証による金融支援に取り組むとともに、創業支援、期中支援及び再生支援の充実を図ることにより、地域経済の発展に貢献できるよう努めてまいりました。

日本の景気の前向きは、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクや、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動に加え、令和6年能登半島地震の経済に与える影響等、引き続き社会経済情勢を注視していく必要があるとされています。

このような状況の下、当協会は、中小企業及び地域経済の発展に貢献するため、金融機関等と連携し、信用保証による金融支援に取り組むとともに、充実した創業支援、期中支援及び再生支援等、中小企業の経営課題に応じた取組みを推進すべく、役職員一丸となって中小企業支援に努めて参ります。

今後とも引き続き、皆様のご理解ご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和6年6月

川崎市信用保証協会の概要

信用保証協会事業の基本理念(信用保証理念)

信用保証協会は、

- ① 事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対して、
- ② 公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、『信用保証』を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、
- ③ 相談・診断・情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、
- ④ もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献します。

信用保証協会の役割

信用保証協会は、『信用保証協会法』に基づく認可法人で、基本理念に基づき、中小企業者等の皆様が金融機関から事業資金を借り入れる際、公的機関としてその保証人となることにより借入を容易にし、金融の円滑化を図るとともに、さまざまな経営支援の取組みによってお客様の経営基盤強化に寄与します。

業務運営方針(令和6年度)

川崎市信用保証協会は、公的な中小企業支援機関として、人手不足や原材料の高騰等の影響により厳しい状況にある中小企業に金融機関等と連携し信用保証による金融支援に取り組むとともに、創業支援、期中支援及び再生支援の充実を図ることにより、地域経済の発展に貢献するため、令和6年度の業務運営方針を次のとおり定めました。

(1) 中小企業の経営改善・生産性向上に向けた取組みの推進

厳しい経営環境にある中小企業の経営改善・生産性向上を促すため、金融機関と連携・協調して中小企業の安定的な資金調達を支援します。

(2) 経営支援に関する取組みの推進

厳しい経営環境にある中小企業の経営状況に応じた柔軟かつきめ細やかな対応が求められていることから、金融機関や関係機関と連携・協調による経営支援に取り組めます。

(3) 地域経済活性化への貢献

市内中小企業の金融円滑化を図る中小企業支援機関として、川崎市や関係機関との連携を進め、地域経済活性化のための取組みを推進します。

(4) 回収の最大化に向けた取組み及び事業再生支援、再チャレンジ支援の推進

求償権の管理回収は、信用補完制度の維持やモラルハザードの防止に必要な業務であることから、効率性を重視しつつその最大化に取り組むとともに、求償権関係者の事業再生や再チャレンジに向けた取組みを推進します。

(5) 中小企業や金融機関から信頼される態勢の維持・強化

中小企業や金融機関にとって頼りになる支援機関であり続けるため、職員の能力向上や広報活動の充実を図るとともに、透明性の高い業務運営を行います。

プロフィール

(令和6年3月31日現在)

根 拠 法 信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)

設 立 昭和23年9月28日

業 務 開 始 昭和23年10月1日

基 本 財 産 13,425,839千円

利用企業者数 10,863者

保証利用度 41.29%(保証利用企業者数÷市内中小企業数※)
※令和5年12月13日中小企業庁公表の都道府県・大都市別企業数により算出

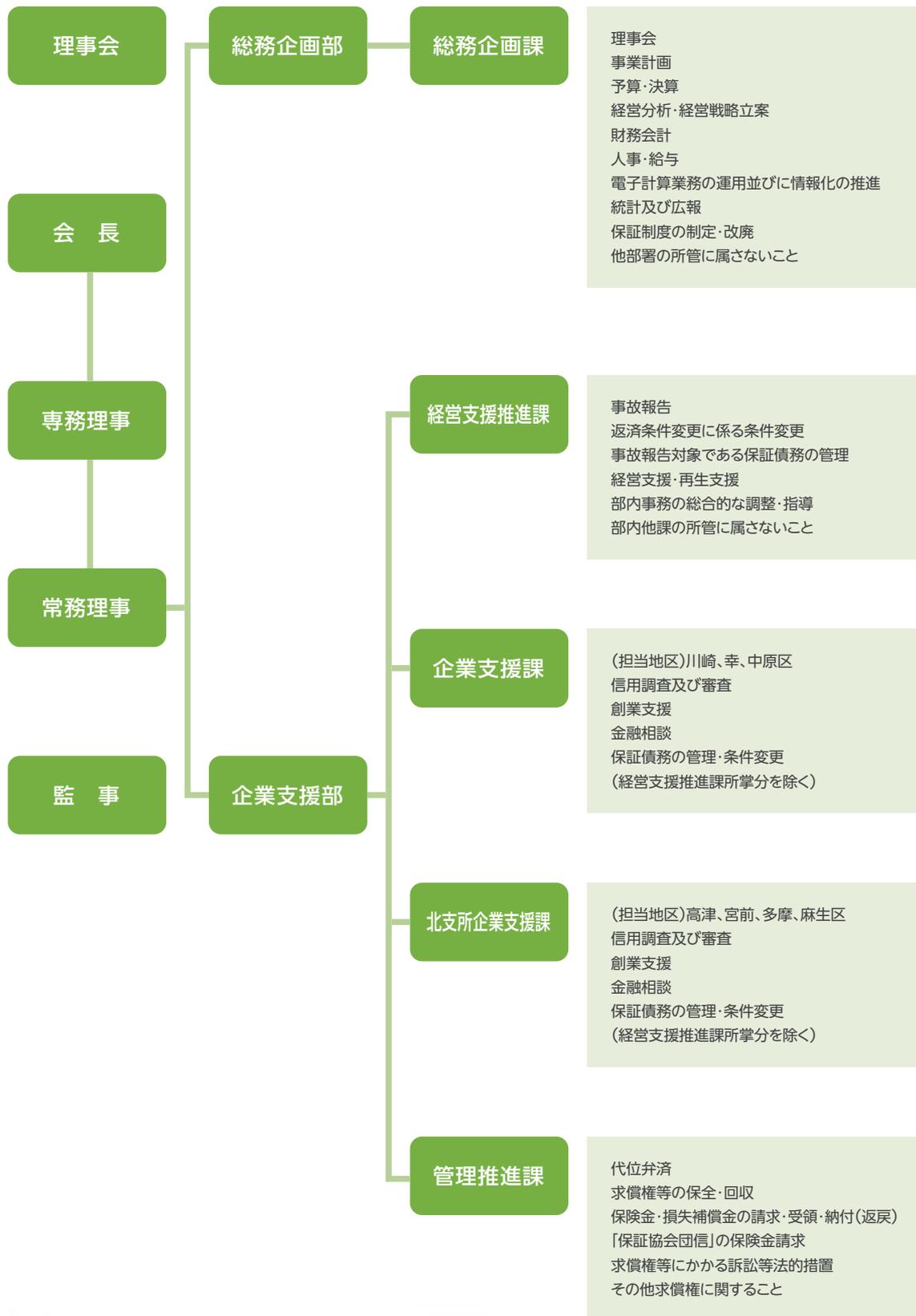
保証債務残高 15,737件 184,095,943千円

事 務 所 本 所 川崎市川崎区日進町1番地66

北 支 所 川崎市高津区坂戸3丁目2番1号
かながわサイエンスパーク西棟407号

役 職 員 数 39名(令和6年4月1日現在)

組織機構図



川崎市信用保証協会 役員名簿

令和6年5月18日現在

役職名	氏名	常勤 非常勤別	現職就任年月日	出身母体又は現職
会長	篠原 秀夫	常勤	令和6年4月1日	前:川崎市信用保証協会専務理事 元:川崎市交通局長
専務理事	中川 耕二	常勤	令和6年4月1日	前:川崎市総務企画局長
常務理事	小池 修	常勤	平成26年1月1日	前:川崎市信用保証協会総務企画部長
理事	堤 和也	非常勤	令和元年8月6日	川崎信用金庫理事長
理事	柳沢 正高	非常勤	令和3年7月15日	一般社団法人 川崎市商店街連合会会長
理事	越前 晃	非常勤	令和4年8月6日	川崎工業振興倶楽部会長
理事	小林 政男	非常勤	令和5年2月22日	川崎市工業団体連合会副会長
理事	石山 一可	非常勤	令和5年5月20日	川崎商工会議所副会頭
理事	久万 竜司	非常勤	令和5年5月20日	川崎市経済労働局長
理事	末澤 和之	非常勤	令和6年5月18日	株式会社 みずほ銀行川崎法人部長
理事	服部 晃	非常勤	令和6年5月18日	株式会社 三井住友銀行京浜法人営業部長
理事	上田 英信	非常勤	令和6年5月18日	株式会社 横浜銀行執行役員川崎地区本部長兼 川崎支店支店長
理事	小山 君一	非常勤	令和6年5月18日	株式会社 商工組合中央金庫執行役員神奈川営業部長
監事	田邊 晴久	常勤	令和6年4月1日	元:川崎市信用保証協会企業支援部付審議役
監事	池上 英嗣	非常勤	平成24年9月1日	公認会計士

コンプライアンスへの取組みについて

川崎市信用保証協会は、中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献するため、誠実かつ公正な事業活動を行うことが、社会からの揺るぎない信頼を得ることになると考えています。これを実践するため、「川崎市信用保証協会倫理憲章」を基本方針として定め、コンプライアンス委員会を中心に、コンプライアンスの強化・充実を図っています。

川崎市信用保証協会倫理憲章

信用保証協会の公共性と社会的責任

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図ります。

質の高い信用保証サービス

経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献します。

法令やルールの厳格な遵守

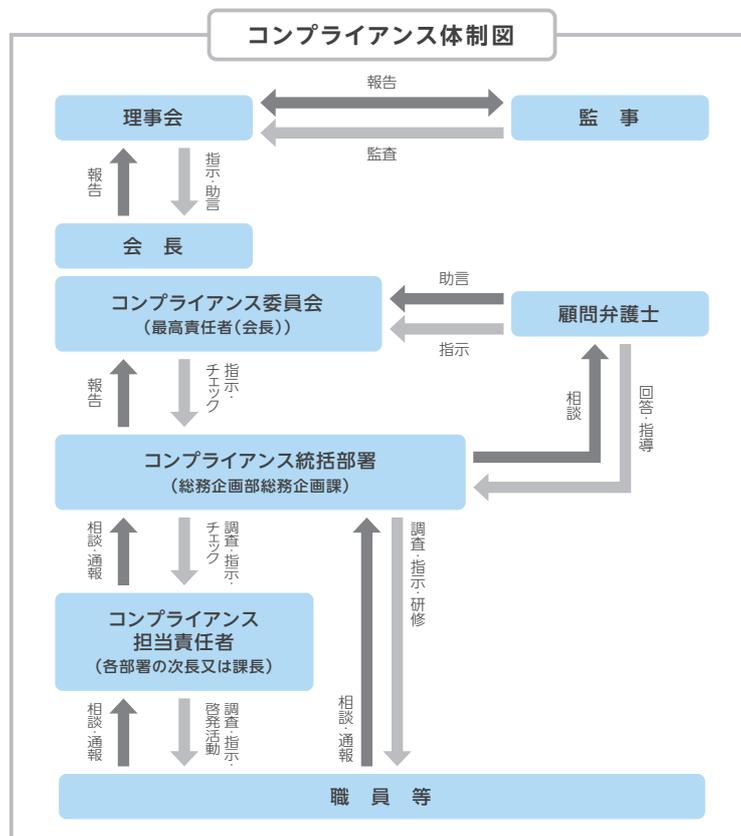
あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

地域社会に対する貢献

事業活動の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努めます。



個人情報保護宣言(抄)

川崎市信用保証協会は信用保証協会法(昭和28年8月10日 法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

(1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)などの法令及びガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取扱います。

(2) 個人情報の取得、利用及び提供

- ・ 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては、当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ・ 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ・ 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供及び開示しません。
- ・ お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

(3) 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的、人的、物理的及び技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

(4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組みを見直します。

(5) 個人データの委託

- ・ 当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ・ 委託する場合には、適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

(6) 保有個人データ等の開示及び利用目的の通知

- ・ 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- ・ 請求の方法は、当協会窓口へ備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載の上、ご本人確認書類を添付して当協会窓口へご持参又はご郵送ください。
- ・ 個人データの開示及び利用目的の通知につきましては、実費相当額(1件につき300円)をいただきます。

(7) 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等及び第三者提供の停止

- ・ 当協会が保有する個人データについて、内容の訂正、追加及び削除、利用停止、消去又は第三者提供の停止のご要望がある場合は、(9)の窓口にご連絡ください。調査確認の上、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- ・ (6)及び(7)の具体的な手続につきましては、当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

(8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取組みます。

(9) 開示、利用目的の通知、内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止、安全管理措置、相談、質問及び苦情に関する窓口

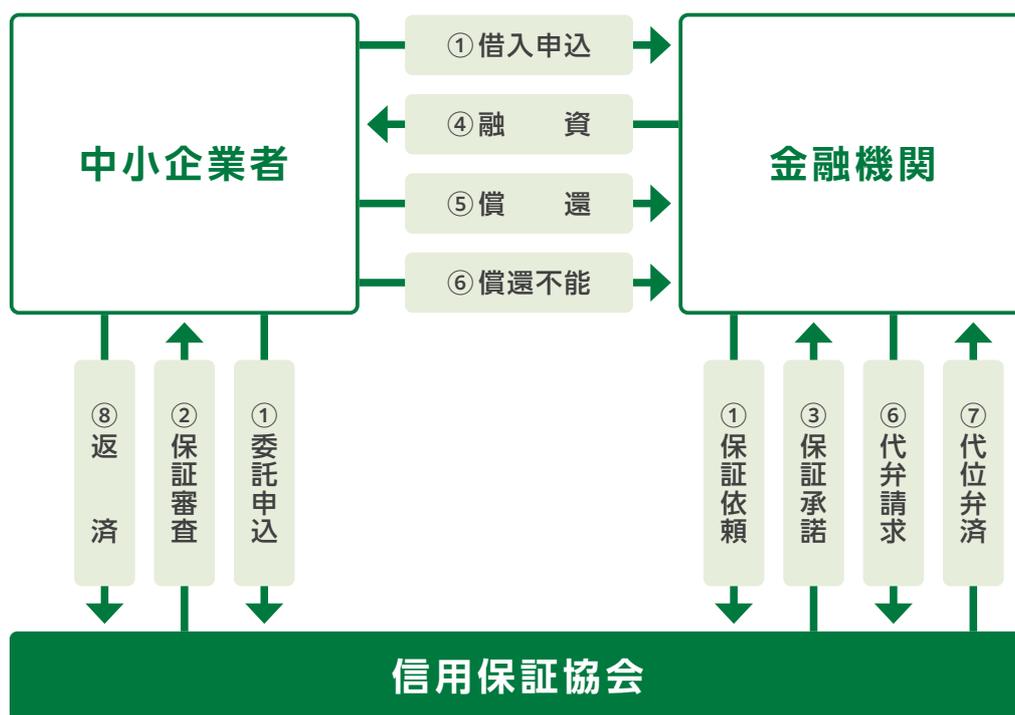
当協会における個人情報等に関する各種お問い合わせの窓口は、次のとおりです。

総務企画部総務企画課

信用補完制度の仕組み

信用補完制度は、中小企業者の信用力を補完し、その金融の円滑化を図るための制度で、信用保証協会の行う信用保証(中小企業信用保証制度)と、国が運営する信用保険(中小企業信用保険制度)で成り立っています。

1 信用保証制度

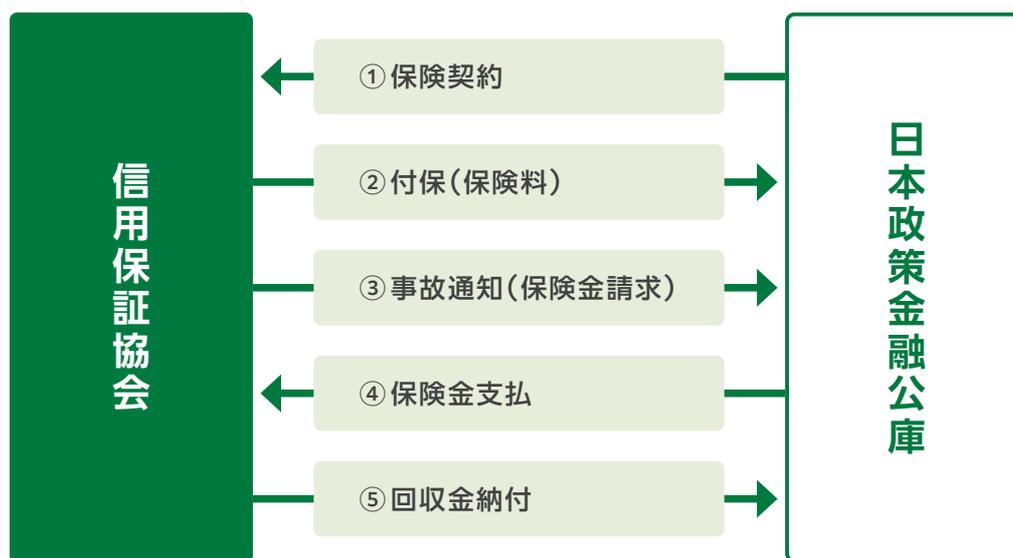


- ① 信用保証のお申込みは、原則として金融機関を経由していただきます。
- ② 書面及び現地訪問により事業内容、資金の妥当性、返済能力、将来性、人的信用力等を基に保証審査を行い、諾否を決定します。
- ③ 保証承諾した場合は、信用保証書を金融機関に交付します。
- ④ 金融機関が融資を実行します。
- ⑤ 融資条件に従って、金融機関に返済していただきます。
- ⑥ 万一、中小企業者が返済不能に至った場合には、金融機関が信用保証協会に弁済を請求します。
- ⑦ 信用保証協会は保証人として金融機関に弁済します。これを「代位弁済」といい、代位弁済に伴い、金融機関の有していた債権は信用保証協会に移転し、信用保証協会が求償権を取得します。
- ⑧ 以後、信用保証協会に返済していただきます。

2 信用保険制度

信用保証制度を補うものとして信用保険制度があります。昭和33年、政府出資により中小企業信用保険公庫が設立され、その後、平成20年10月に株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）に引継がれ現在に至っております。

信用保険制度の主な仕組みは次のとおりです。



- ① 信用保証協会が中小企業者の保証委託申込に応じて保証承諾し、金融機関から融資が実行されると、すべて信用保険に付保される仕組みになっており、これを「包括保証保険制度」といいます。
- ② 信用保証協会は公庫に信用保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が代位弁済を行った場合は、公庫に保険事故を通知した後、保険金請求を行います。
- ④ 公庫は、信用保険の種類に応じ、填補率（代位弁済元金の70～90%）に基づいて信用保証協会に保険金を支払います。
- ⑤ 信用保証協会は、求償権を回収した都度、保険金の受領割合に応じて公庫へ納付（返納）します。

3 責任共有制度

(1) 責任共有制度とは

責任共有制度は、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図ることにより、両者が連携して、中小企業者等の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった中小企業者等に対する適切な支援を行うことを目的として、平成19年10月1日に導入されました。

(2) 責任共有制度の仕組み

責任共有制度には【部分保証方式】と【負担金方式】の2つの方式があり、そのいずれかの方式を金融機関が選択することとなっています。



※協会は金融機関から20%の負担金支払いを受け、そのうち一定割合を公庫に収付します。

(3) 責任共有制度の対象となる保証制度

原則すべての保証が責任共有制度の対象となりますが、一部例外的に除外される制度があります。次に掲げる保証制度は責任共有制度の対象外です。

① 経営安定関連保証（セーフティネット保証）1号～4号及び6号に係る保証

※5号に係る保証について、平成30年3月31日申込受付分までは責任共有対象外

- ② 災害関係保証
- ③ 創業関連保証（再挑戦支援保証を含む）
- ④ 特別小口保険に係る保証
- ⑤ 事業再生保証
- ⑥ 小口零細企業保証
- ⑦ 求償権消滅保証
- ⑧ 中堅企業特別保証
- ⑨ 東日本大震災復興緊急保証
- ⑩ 事業再生計画実施関連保証※1
- ⑪ 危機関連保証
- ⑫ 伴走支援型特別保証※2
- ⑬ 事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）※1、※3
- ⑭ スタートアップ創出促進保証

※1 責任共有制度の対象外（制度導入前の保証を含む）となる保証を同額以内で借り換えた場合。

※2 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定を受けた場合又は激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づいて指定された令和六年能登半島地震による災害に限る。）について、災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた場合。

※3 経営安定関連保証5号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）を同額以内で借り換えた場合。

なお、中小企業特定社債保証、流動資産担保融資保証については、金融機関の選択方式にかかわらず部分保証となり、保証割合は全て80%です。

信用保証のご利用に際して

1 所在地

川崎市内に事業実態があれば保証対象となります。

個人のお客様は、川崎市内に住所又は事業所を有している場合に保証対象となります。

法人のお客様は、本店又は事業所が川崎市内にあれば保証対象となります。事業所は支店登記がされていなくても構いません。ただし、制度融資要綱等で別の定めがある場合はその定めによります。

2 業歴

営業年数を問わず、客観的に事業を行っていることが明らかであれば保証対象となります。ただし、制度融資要綱等で別の定めがある場合はその定めによります。

客観的着手の確認は、現地訪問、開業届、営業場所の賃貸借契約書(営業場所が所有不動産である場合は不動産謄本)、履歴事項全部証明書等により行います。

なお、開業予定者又は開業1年未満の場合は、別途、創業計画書が必要です。

3 事業規模

資本金又は従業員数のどちらか一方が該当すれば保証対象となります。

1. 中小企業信用保険法第2条による「中小企業者」

業種	資本金	常時使用する従業員数
製造業等(旅行業を含む。)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
医業	-	法人300人以下(個人100人以下)

なお、特定非営利活動法人(NPO法人)は、常時使用する従業員数が該当していれば保証対象となります。

2. 中小企業信用保険法第2条第1項第2号、同法施行令第1条第2項の対象となる政令特例業種

政令特例業種	資本金	常時使用する従業員数
ゴム製品製造業*	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業は除く。

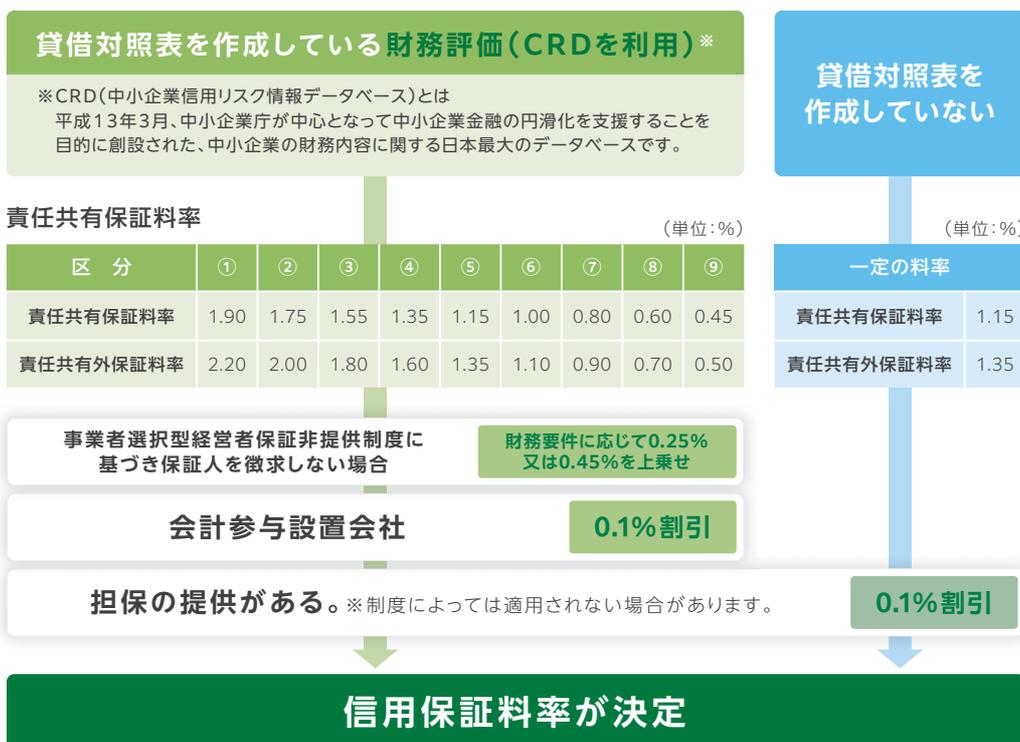
4 信用保証料

(1) 信用保証料とは

信用保証料は、金利や手数料と異なり、信用保証協会とお客様の信用保証委託取引に基づく信用保証の対価としてお支払いいただくものです。

(2) 信用保証料率決定までの流れ

信用保証料率は、お客様の経営状況に応じ9段階となっております。



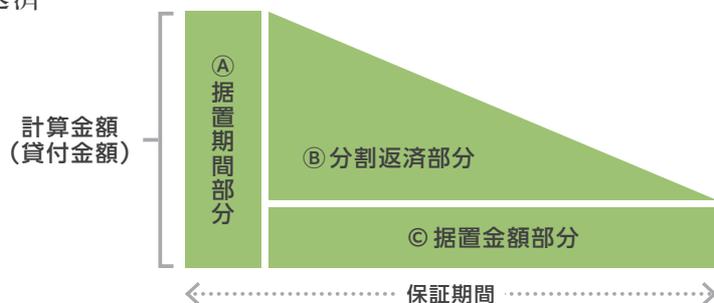
(3)信用保証料の計算式

①一括返済

$$\text{貸付金額(円)} \times \text{信用保証料率} \times \text{保証期間(月)} / 12\text{ヶ月}$$

(確定日保証の場合は日割計算となります。)

②分割返済



$$\text{信用保証料} = \text{A 据置期間部分} + \text{B 分割返済部分} + \text{C 据置金額部分}$$

① 据置期間部分

$$\text{貸付金額(円)} \times \text{信用保証料率} \times \text{据置期間(月)} / 12\text{ヶ月}$$

② 分割返済部分

$$\begin{aligned} & \text{(貸付金額 - 据置金額)(円)} \times \text{信用保証料率} \\ & \times \{ (\text{保証期間} - \text{据置期間(月)}) / 12\text{ヶ月} \} \times \text{分割係数} \end{aligned}$$

分割係数

返済方法が均等分割返済の場合は分割係数表の均等分割係数を、不均等分割返済の場合は不均等分割係数を適用します。

分割返済回数	均等分割係数	不均等分割係数
6回以下	0.70	0.77
12回以下	0.65	0.72
24回以下	0.60	0.66
25回以上	0.55	0.61

③ 据置金額部分

$$\text{据置金額(円)} \times \text{信用保証料率} \times \{ (\text{保証期間} - \text{据置期間(月)}) / 12\text{ヶ月} \}$$

主な協会保証制度のご案内

制度の特徴	制度名 【信用保証依頼書に記載する名称】	保証対象																												
小規模企業者への安定的な資金調達のための保証	小口零細企業保証 【全国小口】	次に掲げる中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者 (1) 常時使用する従業員数が20人(商業又はサービス業は5人)以下の会社及び個人であって、中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業(以下「特定事業」という。)を行うもの(2)に掲げるものを除く。 (2) 常時使用する従業員数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものうち、特定事業を行うもの (3) 事業協同小組合であって、特定事業を行うもの又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの (4) 特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員数が20人以下のもの (5) 特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員数が20人以下のもの (6) 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員数が20人以下のもの(1)から(5)までに掲げるものを除く。																												
新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた中小企業者の資金繰り円滑化を図るための保証	伴走支援型特別保証 【伴走支援】	次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者 (1) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定を受けていること*1 (2) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けていること*1 (3) 次の①又は② i から vi のいずれかに該当すること*1*2 ① 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること ② i 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること ii 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること iii 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること iv 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること v 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること vi 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること (4) 激甚災害について、災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けたこと*1 *1 保険法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く。 *2 保険法第3条の規定による普通保険に係る保証及び同法第3条の2の規定による無担保保険に係る保証(いずれも一般に限る。)に限る。																												
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者が事業再生計画等に沿って事業再生を行うための資金に対する保証	事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型) 【改サポ(感染症対応型)】	次に掲げるいずれかの計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者 (1) 産業競争力強化法第53条第1項に規定する計画 (2) 産業競争力強化法施行規則第32条第1号に規定する計画 (3) 産業競争力強化法施行規則第32条第2号に規定する計画 (4) 産業競争力強化法施行規則第32条第3号に規定する計画 (5) 産業競争力強化法施行規則第32条第4号に規定する計画																												
創業に必要な資金調達のための保証	創業関連保証 【創業関連保証】	次に掲げるいずれかに該当する創業者 (1) 産業競争力強化法第2条第29項第1号、第3号及び第5号に掲げる次の創業者であって、事業開始に係る具体的な計画を有するもの ア 事業を営んでいない個人であって、1月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの イ 事業を営んでいない個人であって、2月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの ウ 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的な計画を有するもの (2) 産業競争力強化法第2条第29項第2号、第4号及び第6号に掲げる次の創業者である中小企業者であって事業を開始した日又は会社を設立した日以後5年を経過していないもの ア 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの イ 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの ウ 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの (3) 上記(2)ア)に規定する創業者であって新たに会社(中小企業者に限る)を設立したものが、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させた場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、産業競争力強化法第2条第29項第4号に掲げる創業者とみなされるもの																												
	スタートアップ創出促進保証 【SSS保証】	次のいずれかに該当する創業者及び創業者である中小企業者 (1) 事業を営んでいない個人であって、2月以内に(認定特定創業支援等事業により)経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行うとする者(以下「A」という。)に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの(産業競争力強化法(平成25年法律第98号)(以下「法」という。))第2条第29項第3号) (2) 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的な計画を有するもの(法第2条第29項第5号) (3) 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの(法第2条第29項第4号) (4) 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの(法第2条第29項第6号) (5) 法第2条第29項第2号に規定する創業者(事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの)であって新たに会社(中小企業者に限る。)を設立したものを(以下「会社設立創業者」という。))が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、同条第29項第4号に掲げる創業者とみなされるもの(法第129条第2項)																												
中小企業者の事業承継促進を図るため、経営者保証を不要とする保証	事業承継特別保証 【事業承継特別】	次の(1)又は(2)に該当し、かつ、(3)に該当する中小企業者 (1) 保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 (2) 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの (3) 次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと ① 資産超過であること ② EBITDA有利子負債倍率(注)が1.5倍以内であること ③ 法人・個人の間がなされていること ④ 返済緩和している借入金がないこと (注) EBITDA有利子負債倍率=(借入金・社債・現預金)÷(営業利益+減価償却費)																												
事業承継計画に基づき、持株会社が事業会社の株式を集約化することで、中小企業者の円滑な事業承継に活用できる保証	事業承継保証 【事業承継】	次の全ての要件を満たす持株会社 (1) 事業承継計画に基づき、事業会社の株式を取得することを目的として設立された持株会社であること。 (2) 持株会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を後継者が保有していること。 (3) 事業会社が中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業を行っていること。ただし、事業会社が保証対象外業種を兼業している場合は、対象外とする。																												
資本市場からの資金調達を円滑にするための保証	中小企業特定社債保証 【特定社債】	次の基準(1)～(3)のいずれかに該当する中小企業者 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>基準(1)</th> <th>基準(2)</th> <th>基準(3)</th> <th>充足要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 純資産の額</td> <td>5千万円以上3億円未満</td> <td>3億円以上5億円未満</td> <td>5億円以上</td> <td>必須要件</td> </tr> <tr> <td>② 自己資本比率</td> <td>20%以上</td> <td>20%以上</td> <td>15%以上</td> <td rowspan="2">選択要件</td> </tr> <tr> <td>③ 純資産倍率</td> <td>2.0倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> </tr> <tr> <td>④ 使用総資本事業利益率</td> <td>10%以上</td> <td>10%以上</td> <td>5%以上</td> <td rowspan="2">選択要件</td> </tr> <tr> <td>⑤ インタレスト・カバレッジ・レシオ</td> <td>2.0倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> <td>1.0倍以上</td> </tr> </tbody> </table>		基準(1)	基準(2)	基準(3)	充足要件	① 純資産の額	5千万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上	必須要件	② 自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	選択要件	③ 純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	④ 使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上	選択要件	⑤ インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上
	基準(1)	基準(2)	基準(3)	充足要件																										
① 純資産の額	5千万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上	必須要件																										
② 自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	選択要件																										
③ 純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上																											
④ 使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上	選択要件																										
⑤ インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上																											

保証限度額	責任共有制度	資金使途・期間	信用保証料率	連帯保証人	担保
2,000万円 ※他協会を含む既存保証付融資残高 (根保証においては融資極度額)との 合計が2,000万円の範囲内	責任共有対象外	事業資金10年以内 (据置期間1年以内を含む。)	0.500%~2.200% ※事業者選択型経営者保証非提供制度 を利用した場合については、0.250% または0.450%上乗せ	法人…必要となる 場合がある 個人…原則として 不要	原則として不要
1億円	保証対象(1)(4)は、 責任共有対象外 保証対象(2)(3)は、 金融機関の選択した責任共有制度による ただし、責任共有制度の対象除外となる既 往借入金を(2)又は(3)で借り換える場合 (信用保証協会の保証付きの既往借入金 の範囲内の額を借り換える場合に限る。)に ついては、責任共有制度の対象除外となる	事業資金10年以内 (据置期間5年以内を含む。) 融資対象(1)(2)は、経営の安定に 必要な事業資金 融資対象(3)は、事業資金 融資対象(4)は、事業の再建に 必要な事業資金	融資対象(1)(2)(4)は、 0.200% 融資対象(3)は、 0.200%~1.150% (国補助後) ※事業者選択型経営者保証非提供制度 を利用した場合については、0.250% または0.450%上乗せ。ただし、制度の 規定により連帯保証人を不要としてい る場合については、事業者選択型経営 者保証非提供制度の対象除外となる	法人…必要となる 場合がある 個人…原則として 不要 ※経営者保証免除対応 を適用する場合は不要	必要となる 場合がある
2億8,000万円	金融機関の選択した 責任共有制度による	事業資金15年以内 (据置期間5年以内を含む。)	0.200% (国補助後) ※事業者選択型経営者保証非提供制度 を利用した場合については、0.250% または0.450%上乗せ。ただし、制度の 規定により連帯保証人を不要としてい る場合については、事業者選択型経営 者保証非提供制度の対象除外となる	法人…必要となる 場合がある 個人…原則として 不要 ※経営者保証免除対応 を適用する場合は不要	必要となる 場合がある
3,500万円 ※創業関連保証及び再挑戦支援保証を 併用した場合、限度額3,500万円	責任共有対象外	運転資金・設備資金 10年以内 (据置期間1年以内を含む。)	0.800% ※事業者選択型経営者保証非提供制度 を利用した場合については、0.250% または0.450%上乗せ	法人…必要となる 場合がある 個人…原則として 不要	不要
3,500万円 ※創業関連保証及び再挑戦支援保証を 併用した場合、限度額3,500万円	責任共有対象外	運転資金・設備資金10年以内 (据置期間1年以内を含む。) ※申込金融機関において本保証付融資と原則同 時にプロパー融資を実行する、又は保証申込時 においてプロパー融資の残高がある場合は据置 期間を3年以内とする。	1.000%	不要	不要
2億8,000万円 ※組合の場合は、4億8,000万円	金融機関の選択した 責任共有制度による	事業資金10年以内 (据置期間1年以内を含む。) ※一括返済の場合、1年以内 ※既存のプロパー借入金の借換えも可能 ※融資対象(1)に該当する場合は、保証人を提供 していない既往借入金の返済資金以外のもの。 ※融資対象(2)に該当する場合は、事業承継前に保証 人を提供している既往借入金の返済資金に限る。	0.450%~1.900% ※経営者保証について、専門家の確認を 受けた場合は、0.200%~1.150%	不要	必要となる 場合がある
2億8,000万円	金融機関の選択した 責任共有制度による	設備資金15年以内 (据置期間18ヶ月以内を含む。) ※持株会社が被後継者の保有する事業会社の発 行決議権株式総数の3分の2以上を一括で取 得する資金に限る。	0.450%~1.900% ※事業者選択型経営者保証非提供制度 を利用した場合については、0.250% または0.450%上乗せ	持株会社及び事業 会社の代表者(実質 経営者を含む。)並び に事業会社の法人 保証を必要とする。	必要となる 場合がある
発行最高限度額 5億6,000万円 (保証金額4億5,000万円) ※最低発行額3,000万円	部分保証 ※金融機関の選択した責任共有制度に関わらず部分保証 となる	事業資金 2年以上7年以内	0.450%~1.900%	不要	原則として 2億円超の 場合は必要

制度の特徴	制度名 【信用保証依頼書に記載する名称】	保証対象																														
生産性向上や更なる成長を遂げるため、大口かつ長期の資金を支援するための保証	中小企業 成長発展支援保証 【発展サポート】	<p>次の(1)～(3)の全てを満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 3年以上同一事業を継続していること。 1期を12ヶ月とする決算書(確定申告書)を、直近3期分提出できること。 次の基準(1)～(3)のいずれかに該当すること。 <table border="1" data-bbox="986 347 1519 465"> <thead> <tr> <th></th> <th>基準(1)</th> <th>基準(2)</th> <th>基準(3)</th> <th>充足要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①純資産の額</td> <td>5千万円以上3億円未満</td> <td>3億円以上5億円未満</td> <td>5億円以上</td> <td>必須要件</td> </tr> <tr> <td>②自己資本比率</td> <td>20%以上</td> <td>20%以上</td> <td>15%以上</td> <td>選択要件</td> </tr> <tr> <td>③純資産倍率</td> <td>2.0倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> <td>選択要件</td> </tr> <tr> <td>④使用総資本事業利益率</td> <td>10%以上</td> <td>10%以上</td> <td>5%以上</td> <td>選択要件</td> </tr> <tr> <td>⑤インタレスト・カバレッジ・レシオ</td> <td>2.0倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> <td>1.0倍以上</td> <td>選択要件</td> </tr> </tbody> </table>		基準(1)	基準(2)	基準(3)	充足要件	①純資産の額	5千万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上	必須要件	②自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	選択要件	③純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	選択要件	④使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上	選択要件	⑤インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上	選択要件
	基準(1)	基準(2)	基準(3)	充足要件																												
①純資産の額	5千万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上	必須要件																												
②自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	選択要件																												
③純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	選択要件																												
④使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上	選択要件																												
⑤インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上	選択要件																												
不動産担保を活用し、大口かつ長期の資金調達するための保証	不動産担保 融資保証制度 【ロングサポート】	中小企業信用保険法第2条に定める要件を備え、かつ、川崎市において、法人の場合は本店又は事業所を有し、個人の場合は住所又は事業所を有する者																														
大規模な経済危機や災害等により影響を受けた中小企業者の資金繰り支援のための保証	危機関連保証 【危機関連】	経営の安定に支障を生じていることについて 中小企業信用保険法第2条第6項の規定により市町村長又は特別区長の認定を受けた中小企業者																														
既存借入金を借換え又は一本化することで資金繰りを安定させるための保証	条件変更 改善型借換保証 【条件変更改善型借換】	次の全ての要件を満たす中小企業者又は組合 <ol style="list-style-type: none"> 保証申込時点において当協会保証付借入金の残高があること (1)の既往借入金の全部又は一部について返済条件の緩和を行っていること 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと 																														
利用限度額を設定し、反復継続して資金調達をするための保証	当座貸越 (貸付専用型)根保証 【当座貸越根保証】	同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告(決算)を行っており、申込金融機関と6か月以上の与信取引がある中小企業者で、次のいずれかに該当するもの (個人) <ol style="list-style-type: none"> 保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが基準を満たしている。 確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得300万円以上を計上し、かつ、自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有する。 確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得100万円以上を計上し、不動産等物的担保の提供がある。 (法人) 保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが基準を満たしている。																														
	事業者カードローン 当座貸越根保証 【事業者カードローン根保証】	同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告(決算)を行っており、申込金融機関と6か月以上の与信取引がある中小企業者で次のいずれかに該当するもの (個人) <ol style="list-style-type: none"> 保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが基準を満たしている。 確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得を計上し、かつ自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有する。 (法人) 保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが基準を満たしている。																														
金融機関と信用保証協会が連携して、中小企業者の資金繰りを安定させるための保証	協調型融資保証 【コラボ】	次の(1)～(4)の全てに該当する法人であること <ol style="list-style-type: none"> 3期以上、適法に決算申告を行っていること 財務諸表等から導かれる信用保証料率区分が4から9に該当すること 直近決算における年間の売上高が3億円以上であること 取扱金融機関が今後も積極的に支援していく方針であること 																														
短期資金の継続的な利用で、資金繰りの安定化を図るための保証	短期継続保証 【短期継続】	次の(1)～(4)の全てに該当するもの <ol style="list-style-type: none"> 1期以上の決算又は確定申告を行っていること 保証申込時点で1年以上の与信取引があること 既存債務の返済条件緩和が行われていないこと 直近の決算において債務超過となっていないこと 																														
一定の財務要件のもとで経営者保証を不要とする保証	財務要件型 無保証人保証 【財務型無保証人】	次の基準(1)～(3)のいずれかに該当する中小企業者 <table border="1" data-bbox="986 1400 1519 1518"> <thead> <tr> <th></th> <th>基準(1)</th> <th>基準(2)</th> <th>基準(3)</th> <th>充足要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①純資産の額</td> <td>5千万円以上3億円未満</td> <td>3億円以上5億円未満</td> <td>5億円以上</td> <td>必須要件</td> </tr> <tr> <td>②自己資本比率</td> <td>20%以上</td> <td>20%以上</td> <td>15%以上</td> <td>選択要件</td> </tr> <tr> <td>③純資産倍率</td> <td>2.0倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> <td>選択要件</td> </tr> <tr> <td>④使用総資本事業利益率</td> <td>10%以上</td> <td>10%以上</td> <td>5%以上</td> <td>選択要件</td> </tr> <tr> <td>⑤インタレスト・カバレッジ・レシオ</td> <td>2.0倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> <td>1.0倍以上</td> <td>選択要件</td> </tr> </tbody> </table>		基準(1)	基準(2)	基準(3)	充足要件	①純資産の額	5千万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上	必須要件	②自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	選択要件	③純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	選択要件	④使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上	選択要件	⑤インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上	選択要件
	基準(1)	基準(2)	基準(3)	充足要件																												
①純資産の額	5千万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上	必須要件																												
②自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	選択要件																												
③純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	選択要件																												
④使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上	選択要件																												
⑤インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上	選択要件																												
信用保証料率の引上げを条件として経営者保証を不要とする保証	事業者選択型 経営者保証 非提供促進特別保証 【国補助選択型】	次の(1)～(5)の全てに該当する法人である中小企業者 ただし、法人の設立後最初の事業年度(以下「設立事業年度」という。)の決算がない法人である中小企業者は(1)、(2)及び(3)、設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人である中小企業者は(3)の申込人資格要件は問わない。 <ol style="list-style-type: none"> 信用保証協会への保証申込日(以下「申込日」という。)以前2年間(法人の設立日から起算して申込日までの期間が2年間に満たない場合は、その期間)において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること 申込日の直前の決算において、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)*への貸付金その他の金銭債権(当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。)*がなく、かつ、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)*への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと 次の両方又はいずれかを満たすこと <ol style="list-style-type: none"> 申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過でないこと 申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること <ol style="list-style-type: none"> 申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること 申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)*への貸付金その他の金銭債権(当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。)*がなく、かつ、申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)*への役員報酬、賞与、配当金その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えないこと 信用保証料率の引上げにより経営者保証を提供しないことを希望していること 																														
経営者保証を提供した既往のプロパー融資を、経営者保証を提供しないで借り換える保証	プロパー融資借換 特別保証 【プロパー借換】	申込金融機関から経営者保証を提供したプロパー融資を受けており、(1)から(4)までに定める全ての要件を満たす法人である中小企業者 <ol style="list-style-type: none"> 資産超過であること EBITDA有利子負債倍率が15倍以内であること 法人・個人の分離がなされていること 返済緩和している借入金がないこと 																														

保証限度額	責任共有制度	資金使途・期間	信用保証料率	連帯保証人	担保
2億円	金融機関の選択した責任共有制度による	事業資金10年以内	0.450%～1.150% ※事業者選択型経営者保証非提供制度を利用した場合については、0.250%または0.450%上乗せ	法人…必要となる場合がある 個人…原則として不要	原則として不要
2億円	金融機関の選択した責任共有制度による	運転資金・設備資金 30年以内 (据置期間1年以内を含む。)	0.350%～1.800% (担保割引適用後) ※事業者選択型経営者保証非提供制度を利用した場合については、0.250%または0.450%上乗せ	法人…必要となる場合がある 個人…原則として不要	不動産担保を徴求する。ただし、原則として保証金額の80%以上の保全を要する。
2億8,000万円 ※組合の場合は、4億8,000万円	責任共有対象外	事業資金10年以内 (据置期間2年以内を含む。)	0.800% ※事業者選択型経営者保証非提供制度を利用した場合については、0.250%または0.450%上乗せ	法人…必要となる場合がある 個人…原則として不要	必要となる場合がある
2億8,000万円 ※組合の場合は、4億8,000万円	既存保証付融資の状況に応じる	返済資金15年以内 (据置期間1年以内を含む。) ※当該返済資金以外の事業資金を含む場合は、据置期間2年以内とする。	0.450%～1.900% ※事業者選択型経営者保証非提供制度を利用した場合については、0.250%または0.450%上乗せ	法人…必要となる場合がある 個人…原則として不要	原則として、借換えを行う既存の保証条件と同じ。返済資金以外の新規融資を含む場合は、通常の借入に対する保証条件と同じ。
100万円以上 2億8,000万円以内	金融機関の選択した責任共有制度による	事業資金1年間 又は2年間	0.390%～1.620% ※事業者選択型経営者保証非提供制度を利用した場合については、0.250%または0.450%上乗せ	法人…必要となる場合がある 個人…原則として不要	原則として 5,000万円超の場合は必要
100万円以上 2,000万円以内	金融機関の選択した責任共有制度による	事業資金1年間 又は2年間	0.390%～1.620% ※事業者選択型経営者保証非提供制度を利用した場合については、0.250%または0.450%上乗せ	法人…必要となる場合がある 個人…原則として不要	原則として不要
2億円 また、取扱金融機関が保証付融資額の6割以上のプロパー融資を同時に実行すること。	金融機関の選択した責任共有制度による	運転資金・設備資金 10年以内 (据置期間1年以内を含む。)	0.450%～1.350% ※事業者選択型経営者保証非提供制度を利用した場合については、0.250%または0.450%上乗せ	法人…必要となる場合がある 個人…原則として不要	原則として不要
5,000万円 ただし、1事業者1口とし、原則として直近決算書の平均月商の2倍以内とする。	金融機関の選択した責任共有制度による	運転資金1年	0.450%～1.900% ※事業者選択型経営者保証非提供制度を利用した場合については、0.250%または0.450%上乗せ	法人…必要となる場合がある 個人…原則として不要	原則として不要
2億8,000万円	金融機関の選択した責任共有制度による	運転7年以内 (据置期間1年以内を含む。) 設備10年以内 (据置期間1年以内を含む。) ※一括返済の場合は運転及び設備とも2年以内	0.450%～1.900%	不要	必要となる場合がある
8,000万円 (一般関係に係る保証) 8,000万円 (中小企業信用保険法第12条に規定する経営安定関連保証で、同法第2条第5項第4号又は第5号の特定中小企業者に係るもの)	金融機関の選択した責任共有制度による ただし、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定を受けている場合については、責任共有制度の対象除外となる	運転資金・設備資金 10年以内 (据置期間1年以内を含む。)	0.450%～1.900% ※「保証対象」欄の(3)①・②の両方に該当する場合については0.250%上乗せ。 (3)①・②のいずれか一方のみに該当する場合または法人の設立後2事業年度の決算がない場合については0.450%上乗せ	不要	不要
2億8,000万円 ※組合の場合は、4億8,000万円 ただし、申込金融機関における保証限度額(既往の本制度残高を含む。)は、申込金融機関において経営者保証を提供していないプロパー融資残高の範囲内とする。	金融機関の選択した責任共有制度による	事業資金であって、経営者保証を提供している申込金融機関の既往プロパー融資の返済資金 10年以内 (据置期間1年以内を含む。)	0.450%～1.900%	不要	必要となる場合がある

川崎市中小企業融資制度については川崎市のホームページをご覧ください。

中期事業計画(令和6~8年度)(概要)

川崎市信用保証協会は、公的な中小企業支援機関として、地域経済の発展に貢献するため、人手不足や原材料の高騰等の影響により厳しい状況にある中小企業への金融支援に加え、企業のライフステージに応じた多様な支援に取り組むとともに、利用者本位の利便性向上を図ることとし、令和6年度から8年度までの3箇年における業務運営方針を次のとおり定めました。

(1) 中小企業の経営改善・生産性向上に向けた取組みの推進

厳しい経営環境にある中小企業の経営改善・生産性向上を促すため、金融機関と連携・協調して安定的な資金調達を支援します。

(2) 経営支援に関する取組みの強化

厳しい経営環境にある中小企業の経営状況に応じた柔軟かつきめ細やかな対応が求められていることから、金融機関等と連携・協調した経営支援に取り組めます。

(3) 地域経済活性化への貢献

市内中小企業の金融円滑化を図る中小企業支援機関として、川崎市や関係機関との連携を進め、地域経済活性化のための取組みを推進します。

(4) 回収の最大化に向けた取組み及び事業再生支援、再チャレンジ支援の推進

求償権の管理回収は、信用補完制度の維持やモラルハザードの防止に必要な業務であることから、効率性を重視しつつその最大化に取り組むとともに、求償権関係者の事業再生や再チャレンジに向けた取組みを推進します。

(5) 中小企業や金融機関から信頼される態勢の維持・強化

信用保証協会が中小企業支援機関として、中小企業の金融円滑化や経営支援をより高い水準で継続して提供するため、経営の透明性や人材育成に取り組む、中小企業や金融機関から信頼される態勢を維持、強化します。

年度経営計画(令和6年度)(概要)

1 業務環境

(1) 地域の経済動向

我が国の経済は、このところ足踏みもみられるものの、緩やかに回復しています。一方で、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクや、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動に加え、令和6年能登半島地震の経済に与える影響等、引き続き社会経済情勢を注視していく必要があります。

地元金融機関が行った川崎市内中小企業の動向調査では、景況感を総合的に示す業況D.Iは令和5年10～12月期が△1.8で、7～9月期(△10.4)と比べ、8.6ポイント改善しているものの、令和6年1～3月期の見通しについては、△10.1となっています。

(2) 中小企業を取り巻く環境

中小企業を取り巻く環境は、人手不足や原材料の高騰等といった問題が深刻化しており、厳しい状況が続くことが懸念されています。

民間調査機関によると令和5年(1～12月)の全国企業倒産件数は、8,497件と前年に比べ33.3%増と2年連続で前年を上回りました。主な倒産要因は、販売不振などの「不況型倒産」が6,797件と前年に比べ38.1%増となっており、この先についても人手不足と人件費高騰等の影響による倒産増加が懸念されています。

2 業務運営方針

川崎市信用保証協会は、公的な中小企業支援機関として、人手不足や原材料の高騰等の影響により厳しい状況にある中小企業に金融機関等と連携し信用保証による金融支援に取り組むとともに、創業支援、期中支援及び再生支援の充実を図ることにより、地域経済の発展に貢献するため、令和6年度の業務運営方針を次のとおり定めました。

(1) 中小企業の経営改善・生産性向上に向けた取組みの推進

厳しい経営環境にある中小企業の経営改善・生産性向上を促すため、金融機関と連携・協調して中小企業の安定的な資金調達を支援します。

(2) 経営支援に関する取組みの推進

厳しい経営環境にある中小企業の経営状況に応じた柔軟かつきめ細やかな対応が求められていることから、金融機関や関係機関と連携・協調による経営支援に取り組めます。

(3) 地域経済活性化への貢献

市内中小企業の金融円滑化を図る中小企業支援機関として、川崎市や関係機関との連携を進め、地域経済活性化のための取組みを推進します。

(4) 回収の最大化に向けた取組み及び事業再生支援、再チャレンジ支援の推進

求償権の管理回収は、信用補完制度の維持やモラルハザードの防止に必要な業務であることから、効率性を重視しつつその最大化に取り組むとともに、求償権関係者の事業再生や再チャレンジに向けた取組みを推進します。

(5) 中小企業や金融機関から信頼される態勢の維持・強化

中小企業や金融機関にとって頼りになる支援機関であり続けるため、職員的能力向上や広報活動の充実を図るとともに、透明性の高い業務運営を行います。

3 令和6年度の事業計画数値

項目	金額
保証承諾	43,000百万円
保証債務残高	168,857百万円
代位弁済	3,600百万円
実際回収	450百万円

令和5年度の実績

1 事業方針

政府は、経済の基調判断を「ウィズコロナの下で各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響や中国における感染拡大の影響に十分注意する必要がある。」としていました。

中小企業においては、長引くコロナ禍の影響に加え、原材料等の高騰、人手不足といった課題も深刻化しており、厳しい状況が続くものと予想されていました。

こうしたことから、当協会は金融機関等と連携し信用保証による金融支援に取り組むとともに、創業支援、期中支援及び再生支援の充実を図ることにより、地域経済の発展に貢献するため、次のとおり令和5年度の事業計画を策定しました。

- (1) 保証承諾 …………… 40,000百万円
- (2) 保証債務残高 …………… 188,000百万円
- (3) 代位弁済 …………… 3,300百万円
- (4) 実際回収 …………… 450百万円

2 経済金融情勢

政府は、令和5年度の経済動向を「コロナ禍の3年間を乗り越え、改善しつつある。30年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、経済には前向きな動きが見られ、デフレから脱却し、経済の新たなステージに移行する千載一遇のチャンスを迎えている。」一方で、「個人消費や設備投資は、依然として力強さを欠いている。これを放置すれば、再びデフレに戻るリスクがあり、また、潜在成長率が0%台の低い水準で推移しているという課題もある。」としています。

中小企業においては、長期化する原材料価格の高騰や円安の影響、令和6年能登半島地震など多発する自然災害の影響等により、取り巻く経営環境は、依然として厳しい状況が続いていました。

3 業績

(1) 保証承諾状況

保証承諾は、前年度実績2,791件38,333百万円に比べて、件数で261件、金額は8,817百万円それぞれ増加しました。また、1件あたりの保証承諾金額は15,449千円で、前年度実績13,735千円に比べて、1,714千円増加しました。なお、平均保証期間は72.9ヶ月で、前年度実績71.6ヶ月に比べて1.3ヶ月長期化しました。

(2) 保証債務残高状況

保証債務残高は、前年度実績16,733件201,466百万円に比べて、件数で996件、金額は17,370百万円それぞれ減少しました。

(3) 代位弁済状況

代位弁済は、前年度実績163件2,340百万円に比べて、件数で101件、金額は962百万円それぞれ増加しました。

(4) 回収状況

回収は、前年度実績497百万円に比べて、14百万円減少しました。

なお、期末求償権残高は568件(前年度比124.3%)1,600百万円(前年度比113.6%)で前年度期末求償権残高457件1,409百万円に比べて、件数で111件、金額は191百万円それぞれ増加しました。

(単位:百万円)

	令和4年度実績		令和5年度実績	
	件数	金額	件数	金額
保証承諾	2,791	38,333	3,052	47,150
保証債務残高	16,733	201,466	15,737	184,096
代位弁済	163	2,340	264	3,302
実際回収	-	497	-	483

4 事業の展望

政府は、経済の基調判断を「海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクや、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動に加え、令和6年能登半島地震の経済に与える影響等、引き続き社会経済情勢を注視していく必要がある。」としています。

このような状況の下、当協会は、中小企業及び地域経済の発展に貢献するため、金融機関等と連携し、信用保証による金融支援に取り組むとともに、充実した創業支援、期中支援及び再生支援等、中小企業の経営課題に応じた取組みを推進してまいります。

当協会では、経営計画やコンプライアンスへの取組等について客観的な評価を受けるため、弁護士や税理士等の第三者により構成される「外部評価委員会」を平成18年度に設置しています。

外部評価委員会の意見等は、当協会のホームページをご覧ください。

令和5年度の主な取組み

経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組み

(1) 経営者保証に依存しない融資慣行の確立を促進するため、「経営者保証改革プログラム」に基づき、経営者保証を事業者が選択できる新たな取扱いを令和6年3月15日から開始しました。

① 事業者選択型経営者保証非提供制度(横断的制度)

一定要件を備えている法人である場合に、信用保証料率の上乗せを条件として経営者保証を提供しないものとするを中小企業者が選択できる事業者選択型経営者保証非提供制度(横断的制度)を導入しました。

令和5年度実績 2件 …………… 23百万円

② 事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度(国補助制度)

事業者選択型経営者保証非提供制度(横断的制度)を導入したことを踏まえ、当該制度を利用する中小企業者が負担する信用保証料の一部を国が補助する事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度(国補助制度)を創設しました。

なお、取扱期間は令和9年3月31日協会受付分までです。

③ プロパー融資借換特別保証制度

経営者保証を提供している既往のプロパー融資について、金融機関において経営者保証を解除する意向はあるものの、その全部について解除することが困難な場合等において、一定要件の下でプロパー融資の借換を認めるプロパー融資借換特別保証制度を創設しました。

なお、取扱期間は令和9年3月31日協会受付分までです。

(2) スタートアップ創出促進保証制度について

経営者保証を不要とすることで、創業者の増加ならびに廃業者などの事業経営への再挑戦を促すため、令和5年3月にスタートアップ創出保証制度を創設しました。

令和5年度実績 5件 …………… 117百万円

(3)「経営者保証に関するガイドライン」に基づく実績について

「経営者保証に関するガイドライン」に基づく経営者保証を不要とする保証について、金融機関訪問等の際に周知を図り、利用促進に取り組みました。

(単位:百万円)

制 度	件 数	金 額
金融機関との連携により経営者保証を不要とした保証	21	991
財務要件型無保証人制度を利用した保証	12	350
不動産担保の保全があり経営者保証を不要とした保証	4	82
その他経営者保証を不要とした保証※	89	3,125

※28ページの事業承継特別保証制度の実績を含んでいます。

利用者本位の利便性向上への取組み

(1)信用保証申込手続きの電子化

保証申込から保証決定までの期間短縮を図るため、令和6年2月から信用保証申込の電子受付を開始しております。令和5年度では2金融機関が開始しました。

令和6年度開始 …… 多摩信用金庫、横浜銀行

(2)信用保証書の電子化

保証決定から融資実行までの期間短縮を図るため、令和3年5月から信用保証書の電子交付サービスを開始しております。令和5年度では新たに6金融機関が開始しました。

令和3年度開始 …… 横浜銀行、みずほ銀行、湘南信用金庫、かながわ信用金庫、川崎信用金庫、横浜信用金庫、さわやか信用金庫

令和4年度開始 …… さらぼし銀行、世田谷信用金庫、東日本銀行、城南信用金庫、神奈川銀行、芝信用金庫、多摩信用金庫、西武信用金庫、三井住友銀行

令和5年度開始 …… 山梨中央銀行、静岡中央銀行、群馬銀行、静岡銀行、阿波銀行、りそな銀行

令和5年度までに22金融機関で開始し、令和5年度保証承諾件数に占める割合は98.4%になりました。

(3) ホームページのリニューアル

令和5年4月にホームページを全面的にリニューアルしました。今回のリニューアルでは、情報の探しやすさやデザイン性の向上及びコンテンツの充実を図るよう再構成し、Q&Aや創業者向けのページを創設するなど、「活用できる」ホームページになっています。



創業支援の取組み

創業して間もない中小企業やこれから創業する方を支援するために、創業セミナーを開催しました。

〈当協会 主催〉

令和5年 11月 7日 …… 「創業セミナー」

令和6年 1月19日 …… 「創業セミナー」

〈横浜銀行、日本政策金融公庫 共催〉

令和5年 8月26日 …… 「オンライン創業セミナー みらい海図」

令和6年 1月13日 …… 「オンライン創業セミナー みらい海図」

また、創業者の課題解決のためのアドバイスや信用保証を利用した資金調達方法の情報提供を行うため、川崎市男女共同参画センターと連携して「起業家向け無料相談窓口」を開設しており、令和5年度は13件の相談を受けました。

保証事務説明会の開催

中小企業のライフステージに応じた円滑な資金調達の支援を行うため、金融機関と当協会の連携について意見交換を行うとともに、保証申込手続き、経営支援に関する案内、期中事務等について、金融機関の皆様へ、理解を深めていただくための保証事務説明会を開催しています。令和5年度は19回開催し、金融機関との連携強化に取組みました。



SDGsへの取組み

SDGs目標8「働きがいも経済成長も」への取組みとして、福祉サービスを提供する「社会福祉法人ともかわさき」にご協力いただき、ノベルティグッズとして、ウェットティッシュを作製しました。

このウェットティッシュは、カバー表面の絵柄、当協会名及び「社会福祉法人ともかわさき」の文字について、同施設を利用している方にデザインしていただいたものです。

当協会は、これからも様々な取組みを通じて地域に貢献してまいります。

また、持続可能な社会の形成に寄与するため、令和5年度は環境改善及び社会的課題の解決に資する資金を調達するために発行された「CBIプログラム認証付きサステナビリティボンド」に投資しました。



川崎国際環境技術展出展

令和5年11月15日、16日の2日間にわたり、「第16回川崎国際環境技術展」が川崎市川崎区のカルッツかわさきで開催されました。

当日は、ビジネスマッチングの場として商談が行われるなど活況を呈しており、当協会も川崎市中小企業融資制度のSDGs取組支援融資を始め、各種保証制度の紹介等を行いました。

かながわ企業支援ネットワーク会議の開催

本会議は中小企業の経営支援・再生支援への取組みをより円滑かつ効果的に推進するため、地域金融を支える関係機関の連携を強化し、経営支援や再生支援の手法や事例等にかかる情報交換を行うことで地域全体の経営改善と再生スキルの向上を目的としています。



令和5年度は、神奈川県信用保証協会、横浜市信用保証協会、神奈川県中小企業活性化協議会と共同で10月11日に第19回の会議を開催しました。



中小企業金融情報交換会議の開催

本会議は平成18年12月に第1回を開催して以来、地域の中小企業支援機関が情報交換を行い、連携を深めることを目的として、半期毎に開催して参りました。

令和5年度は、4月25日と10月23日に第32回、第33回の会議を開催し、各機関における中小企業支援取組み実績、今後の取組計画及び経営支援メニューを共有した他、意見交換等を行いました。(参加機関:川崎商工会議所、川崎信用金庫、株式会社日本政策金融公庫川崎支店、株式会社商工組合中央金庫神奈川営業部、川崎市経済労働局金融課・経営支援課、公益財団法人川崎市

産業振興財団、株式会社ケイエスピー、神奈川県よろず支援拠点、川崎市信用保証協会)

外部評価委員会の開催

外部評価委員会は、協会の経営計画やコンプライアンスへの取組等について客観的な評価を受けるため平成18年9月に設置したもので、第三者である弁護士、税理士等学識を有する中立的立場の委員で構成されています。

令和5年度は、6月20日に令和4年度経営計画に関する評価のための会議を、11月28日には令和5年度経営計画の進捗等に関する中間報告のための会議をそれぞれ開催しました。

外部評価委員会の意見等は、当協会のホームページをご覧ください。

神奈川県内信用保証協会暴力団等排除連絡協議会

本協議会は、神奈川県、横浜市及び川崎市の3信用保証協会が、神奈川県警察、神奈川県暴力追放推進センター及び神奈川県弁護士会と緊密な連携を図り、暴力団等による不当な行為、要求、介入等を防止かつ排除し、信用保証業務の健全な運営を確保することを目的としています。

令和5年度は、暴力団等反社会的勢力の実態や動向を把握するため、3信用保証協会の他、神奈川県警察本部刑事部組織犯罪対策本部、神奈川県暴力追放推進センター、神奈川県弁護士会民事介入暴力対策委員会及び関係警察署の方々にご出席いただき、7月25日に総会を開催しました。



また、12月19日には、信用保証協会の健全な業務運営を図るための情報交換会を開催しました。

とうきょう・かながわ中小企業支援3号ファンド

本ファンドは、新型コロナウイルス感染症の影響等により経営状況が悪化しているものの、本業には相応の収益力があり、経営改善により再生が見込まれる東京及び神奈川の中小企業に対し、財務改善と再生支援を行うことを目的としています。

東京と神奈川の地域金融機関(銀行4行、信用金庫3庫)、株式会社ゆうちょ銀行、東京信用保証協会、神奈川県信用保証協会、横浜市信用保証協会、川崎市信用保証協会、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び株式会社東京リバイタルの官・民が一体となり、とうきょう・かながわ中小企業支援3号ファンドを組成しました。

経営支援の取組み

中小企業の様々な経営課題の解決に向け、金融機関や関係機関と連携し、経営改善、事業再生、事業承継等個々の実状に応じた柔軟かつきめ細やかな支援に取り組んでいます。

1 伴走支援型特別保証制度等による保証支援

(単位:百万円)

伴走支援型特別保証制度等により、コロナ融資の借換、エネルギーや原材料価格高騰等の影響を受けた中小企業の資金繰り支援に取り組みました。

制度	件数	金額
伴走支援型特別保証制度	1,025	24,817
セーフティネット保証4号 (伴走支援型特別保証制度を除く)	3	200
セーフティネット保証5号 (伴走支援型特別保証制度を除く)	9	310
合計	1,037	25,327

2 訪問支援及び専門家の活用による支援

(1) 訪問支援

新型コロナウイルス感染症対応資金等を利用した中小企業を訪問し、条件変更や事故に至る前に経営状況を把握し、課題解決を支援するための専門家活用の提案を行う『予防的アプローチ』に取り組みました。令和5年度は、366者に訪問支援を実施しました。

(2) 専門家の活用による支援

中小企業の多様な経営課題に対応するため、金融機関と連携して経営改善や生産性向上等を支援するため専門家を活用した経営支援に取り組みました。

専門家の活用実績

支援内容	実施者数
経営診断	60者
経営改善計画策定支援	8者
生産性向上に係る経営計画策定支援	5者
事業承継計画策定支援	2者
創業計画策定等支援	1者
個別課題改善支援	1者
フォローアップ診断	12者
合計	89者

3 事業承継支援に関する取組み

(1) 事業承継診断の実施

訪問先の経営者が60歳以上である場合は、事業承継を早期に準備することの重要性について説明し事業承継診断を実施しました。令和5年度は、90者に事業承継診断を実施しました。

(2) 専門家の活用

事業承継を課題としている中小企業には、専門家を活用して事業承継の時期や具体的な対策等を盛り込んだ事業承継計画策定支援を行い、令和5年度は、2者に計画策定支援を実施しました。

(P.27 2(2) 専門家の活用実績 事業承継計画策定支援の実施者数の再掲)

(3) 保証による事業承継の支援

経営者保証を必要としない事業承継特別保証制度を活用し、円滑な事業承継に必要な資金調達を支援しており、令和5年度の保証承諾は、2件63百万円となりました。

(4) 神奈川県事業承継・引継ぎ支援センターとの連携

神奈川県事業承継・引継ぎ支援センターと連携し、親族内承継やM&Aによる事業承継手法を中小企業に紹介しました。

(5) 事業承継セミナーの開催

事業を次の世代に託し受け継ぐために必要なことをテーマにした、「どこよりも優しい事業承継セミナー」を11月20日に川崎市と共催で開催しました。

4 再生支援に関する取組み

(1) 一部弁済による連帯保証債務免除

求償権保証人の再起を図るため、誠実に弁済を継続しているものの完済の見込みがない求償権保証人に、一部弁済による連帯保証債務免除に取り組みました。令和5年度は、6者に対し一部弁済により連帯保証債務を免除しました。

(2) 廃業時における「経営者保証に関するガイドライン」等への対応

「経営者保証に関するガイドライン」等に基づき適切に対応しました。令和5年度は、2者に対し保証債務整理に同意しました。

(3) 事業者の廃業支援

特定調停を利用した廃業支援について、令和5年度は、1者に対し求償権放棄を行いました。

5 金融機関や関係機関との連携

(1) 経営サポート会議の開催

当協会では、中小企業者と金融機関からの要請に基づき、事業計画に対する具体的な支援策について意見交換を行う経営サポート会議を開催しています。令和5年度は、12者について経営サポート会議を開催し、専門家派遣で作成した計画書の説明や合意形成の場にご活用いただきました。

(2) 関係機関との連携

中小企業の多様なニーズに応えるため、関係機関と連携して支援に取り組みました。

- 公益財団法人川崎市産業振興財団

中小企業の事業展開や経営情報の提供など、地域経済の活性化を目的に様々な取り組みをしている公益財団法人です。令和5年度は、3者にワンデイ・コンサルティング等の支援メニューを紹介しました。

- 神奈川県中小企業活性化協議会

経営改善や事業再生等の経営課題に対し支援を行う機関です。連携して収益力改善支援や再生支援等を行っています。令和5年度は、6者の改善計画に同意しました。

- 神奈川県よろず支援拠点

経営上のあらゆる相談に対応する機関です。令和5年度は、2者に紹介しました。

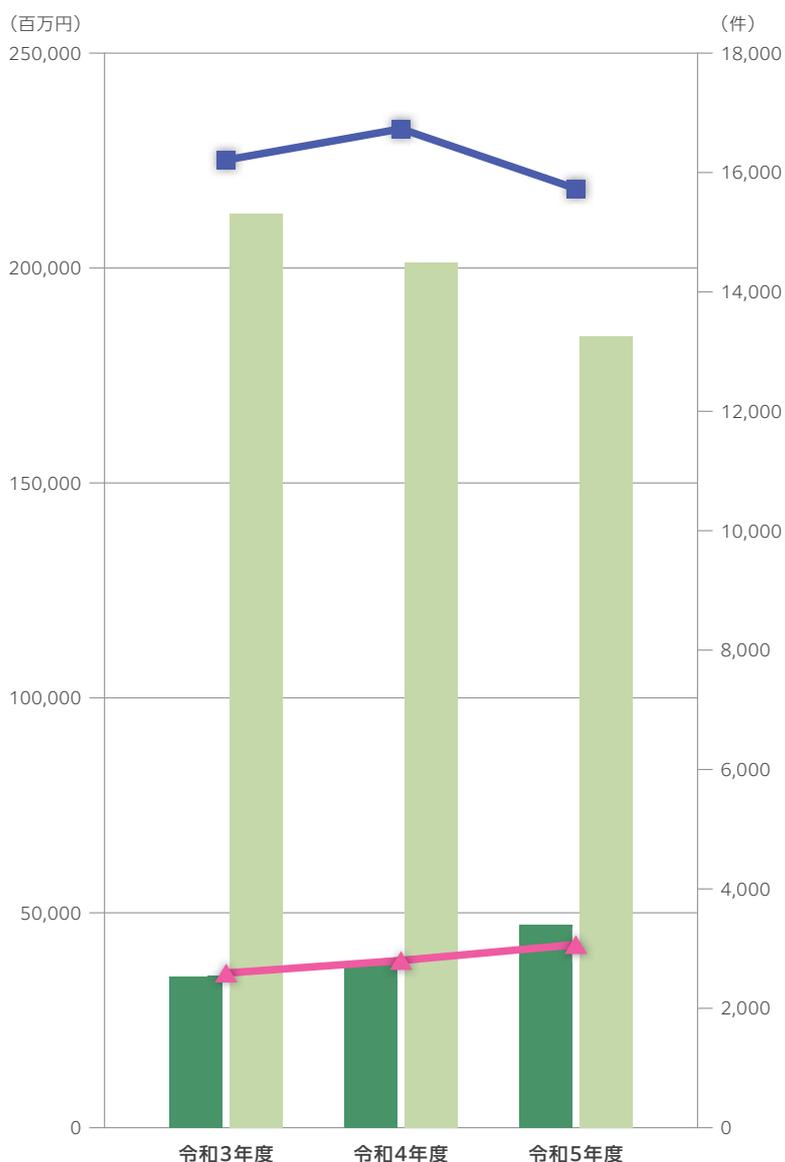
業務状況の推移

保証承諾の推移

保証債務残高の推移

(単位:千円)

	保証承諾			保証債務残高		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
令和3年度	2,581	35,225,204	19.2	16,214	212,794,481	97.1
令和4年度	2,791	38,333,086	108.8	16,733	201,465,617	94.7
令和5年度	3,052	47,149,657	123.0	15,737	184,095,943	91.4



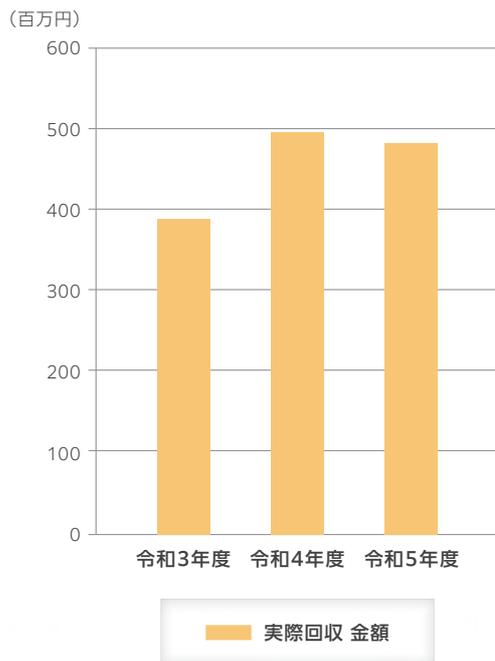
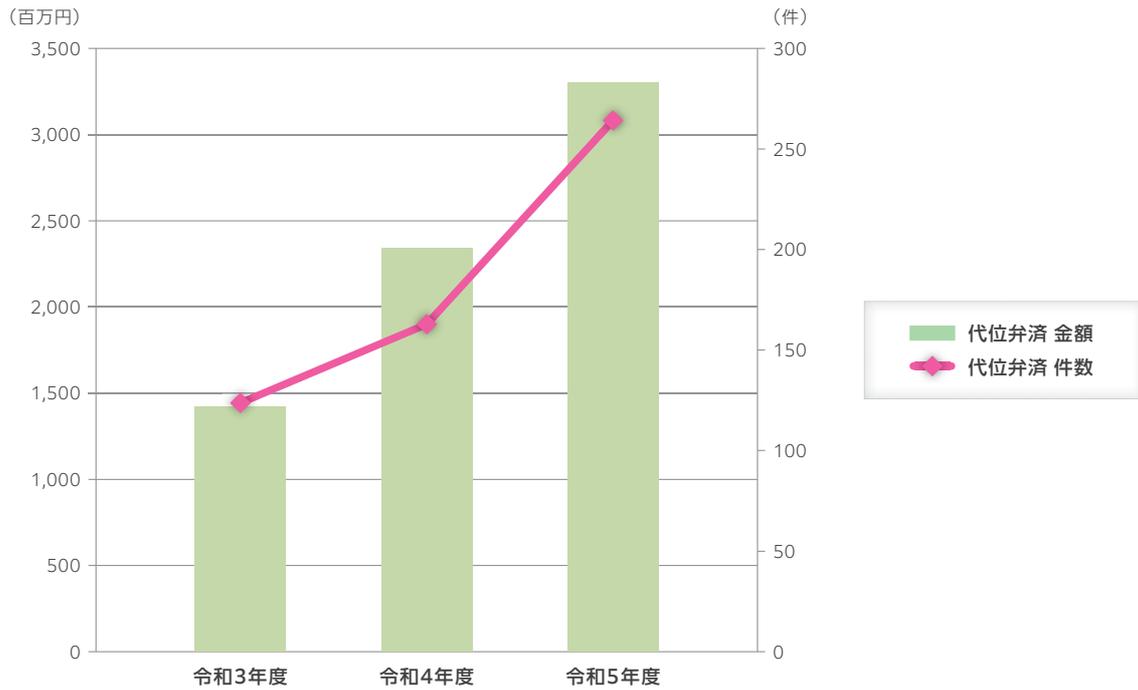
各項目の合計は、単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。

代位弁済の推移

回収の推移

(単位:千円)

	代位弁済			実際回収	実際求償権残高	
	件数	金額	前年比	金額	件数	金額
令和3年度	124	1,420,909	106.1	389,335	5,902	50,292,187
令和4年度	163	2,340,489	164.7	496,631	5,514	48,874,720
令和5年度	264	3,302,046	141.1	483,240	5,701	51,120,923



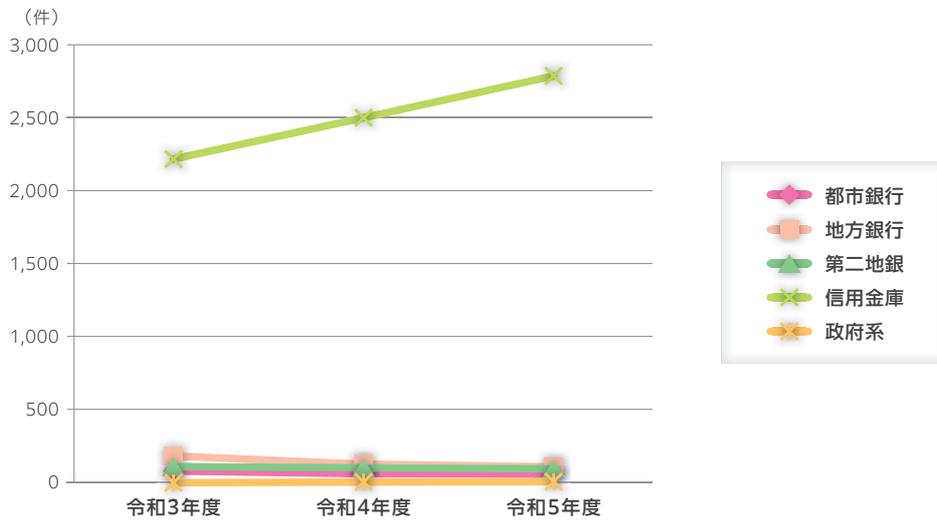
各項目の合計は、単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。

金融機関群別保証承諾の推移

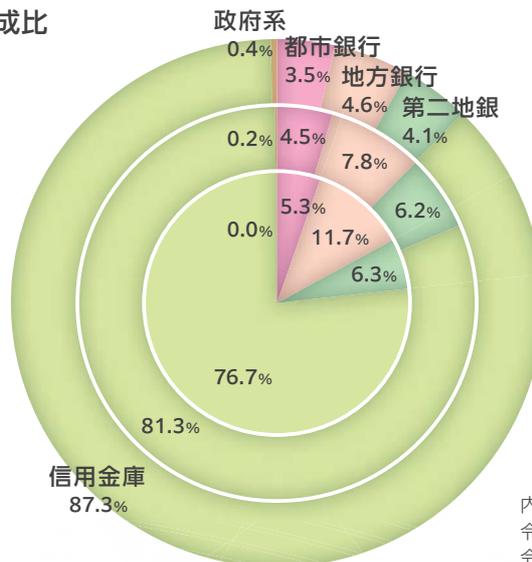
(単位:千円)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
都市銀行	76	1,868,900	62	1,730,175	59	1,644,442
地方銀行	179	4,120,080	126	2,992,695	109	2,190,971
第二地銀	106	2,202,901	100	2,387,100	95	1,954,036
信用金庫	2,219	27,025,323	2,500	31,159,116	2,785	41,181,516
政府系	1	8,000	3	64,000	4	178,692
その他	0	0	0	0	0	0
合計	2,581	35,225,204	2,791	38,333,086	3,052	47,149,657

保証承諾件数



保証承諾金額構成比



内側から外側に向かって
令和3年度、令和4年度、
令和5年度

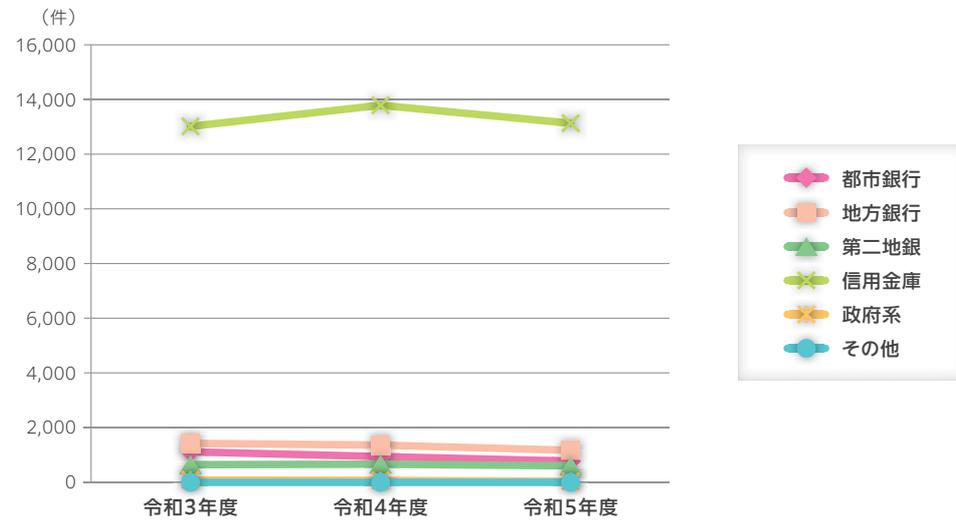
各項目の合計は、単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。

金融機関群別保証債務残高の推移

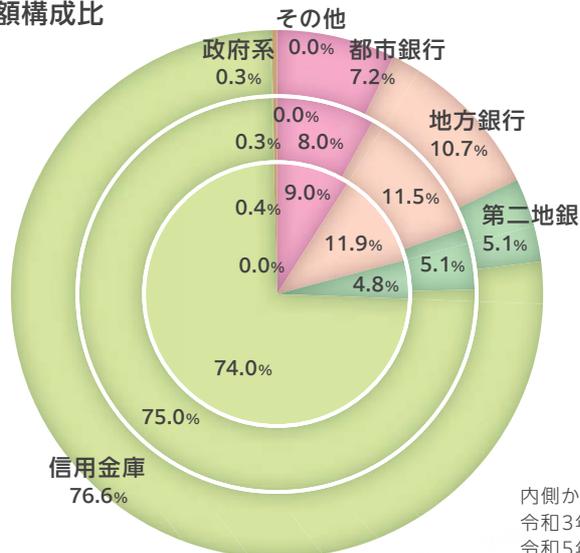
(単位:千円)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
都市銀行	1,090	19,086,360	934	16,138,457	779	13,264,249
地方銀行	1,400	25,236,899	1,337	23,245,243	1,173	19,663,191
第二地銀	633	10,143,085	637	10,256,859	605	9,467,977
信用金庫	13,031	157,482,901	13,774	151,156,164	13,144	141,101,821
政府系	60	845,236	51	668,894	36	598,706
その他	0	0	0	0	0	0
合計	16,214	212,794,481	16,733	201,465,617	15,737	184,095,943

保証債務残高件数



保証債務残高金額構成比



内側から外側に向かって
令和3年度、令和4年度、
令和5年度

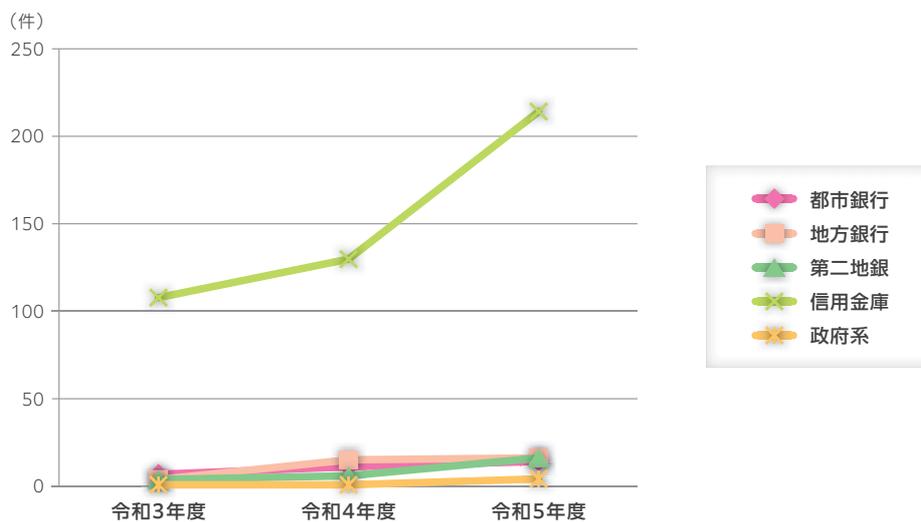
各項目の合計は、単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。

金融機関群別代位弁済の推移

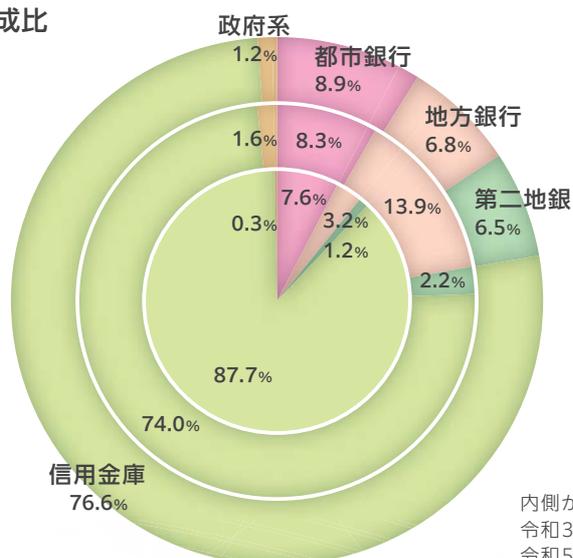
(単位:千円)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
都市銀行	7	107,644	11	193,651	14	292,878
地方銀行	4	46,009	15	325,789	16	225,688
第二地銀	4	16,713	6	52,307	16	215,796
信用金庫	108	1,246,570	130	1,731,106	214	2,528,932
政府系	1	3,974	1	37,635	4	38,752
その他	0	0	0	0	0	0
合計	124	1,420,909	163	2,340,489	264	3,302,046

代位弁済件数



代位弁済金額構成比



内側から外側に向かって
令和3年度、令和4年度、
令和5年度

各項目の合計は、単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。

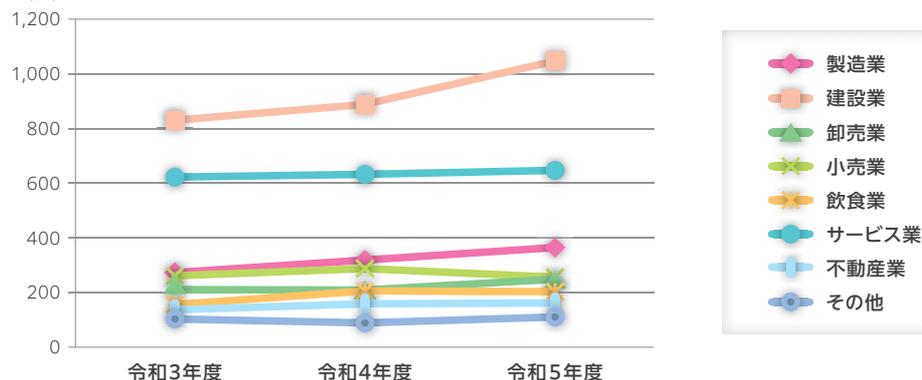
業種別保証承諾の推移

(単位:千円)

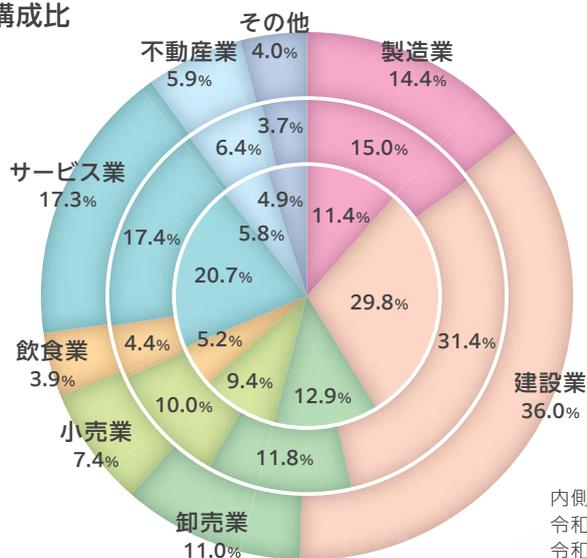
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
製造業	271	4,022,600	319	5,756,122	367	6,789,640
建設業	828	10,498,398	887	12,025,035	1,049	16,983,657
卸売業	209	4,526,461	207	4,538,220	251	5,208,680
小売業	260	3,301,930	290	3,814,960	254	3,467,489
飲食業	154	1,831,980	208	1,685,730	205	1,851,910
サービス業	620	7,285,460	632	6,656,659	649	8,152,827
不動産業	135	2,048,535	161	2,454,050	164	2,797,134
その他	104	1,709,840	87	1,402,310	113	1,898,320
合計	2,581	35,225,204	2,791	38,333,086	3,052	47,149,657

保証承諾件数

(件)



保証承諾金額構成比



内側から外側に向かって
令和3年度、令和4年度、
令和5年度

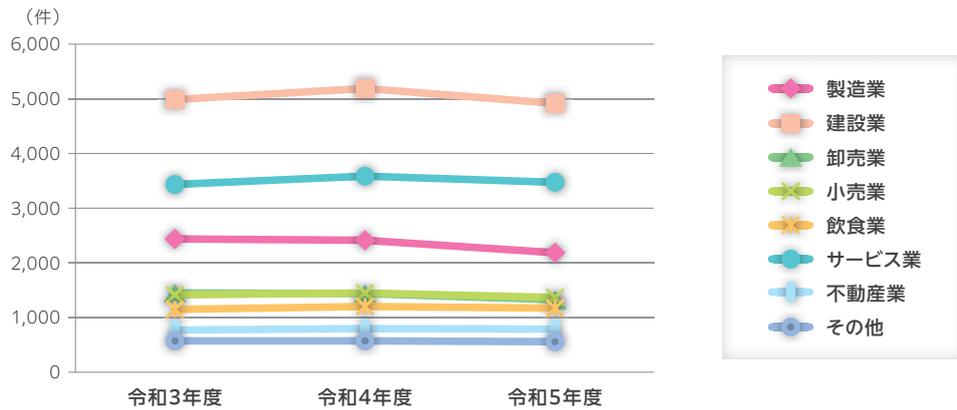
各項目の合計は、単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。

業種別保証債務残高の推移

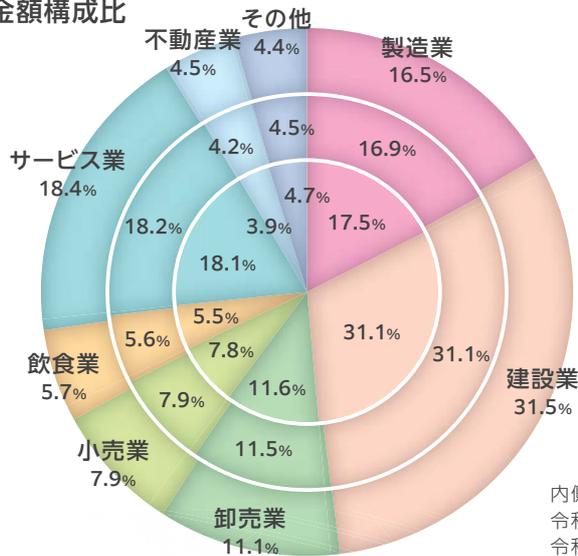
(単位:千円)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
製造業	2,449	37,134,812	2,423	34,100,619	2,175	30,393,325
建設業	4,979	66,229,339	5,199	62,736,910	4,904	58,005,103
卸売業	1,462	24,595,847	1,446	23,102,757	1,315	20,423,051
小売業	1,417	16,503,085	1,461	15,966,210	1,357	14,502,046
飲食業	1,138	11,651,570	1,214	11,334,106	1,173	10,483,921
サービス業	3,423	38,487,794	3,597	36,710,970	3,470	33,956,781
不動産業	761	8,192,944	809	8,483,914	795	8,228,943
その他	585	9,999,091	584	9,030,132	548	8,102,771
合計	16,214	212,794,481	16,733	201,465,617	15,737	184,095,943

保証債務残高件数



保証債務残高金額構成比



内側から外側に向かって
令和3年度、令和4年度、
令和5年度

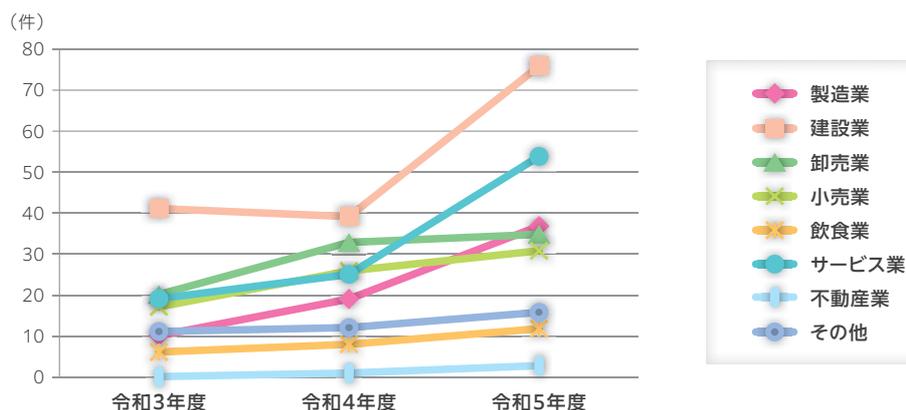
各項目の合計は、単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。

業種別代位弁済の推移

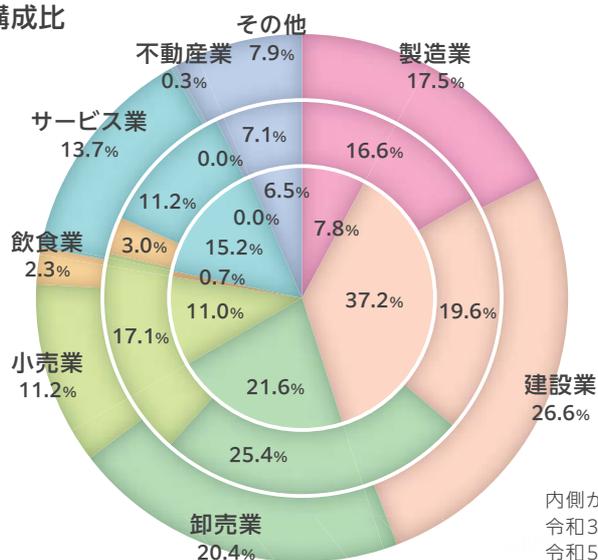
(単位:千円)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
製造業	10	111,331	19	388,106	37	579,499
建設業	41	528,617	39	459,693	76	879,716
卸売業	20	306,580	33	593,605	35	675,217
小売業	17	156,466	26	399,832	31	369,469
飲食業	6	9,514	8	70,476	12	74,914
サービス業	19	216,650	25	262,355	54	452,770
不動産業	0	0	1	352	3	10,491
その他	11	91,751	12	166,070	16	259,969
合計	124	1,420,909	163	2,340,489	264	3,302,046

代位弁済件数



代位弁済金額構成比



内側から外側に向かって
令和3年度、令和4年度、
令和5年度

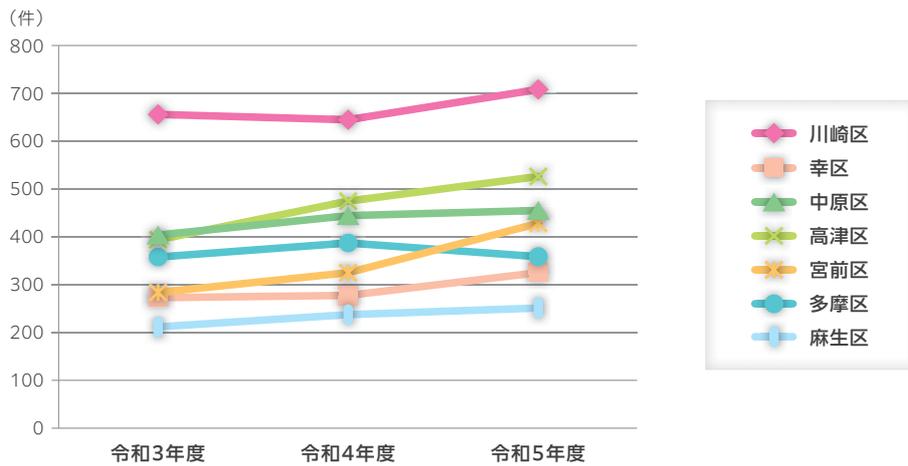
各項目の合計は、単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。

地区別保証承諾の推移

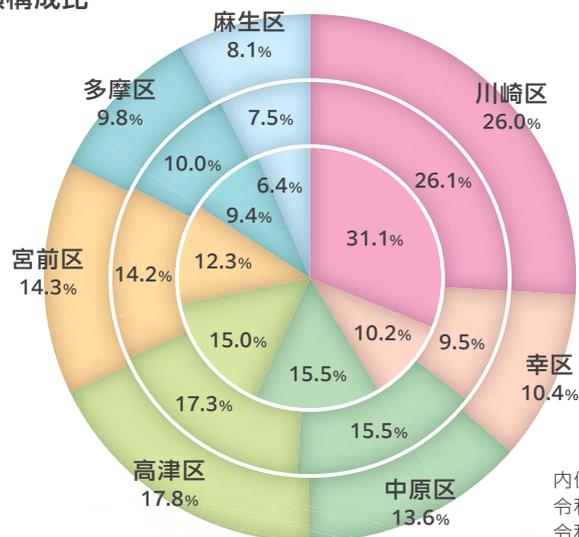
(単位:千円)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
川崎区	656	10,964,249	645	10,000,077	708	12,269,552
幸区	273	3,588,190	278	3,638,970	325	4,904,772
中原区	404	5,449,440	444	5,932,403	455	6,420,824
高津区	394	5,301,005	475	6,642,092	526	8,390,720
宮前区	358	4,344,636	387	5,430,900	428	6,738,427
多摩区	284	3,307,230	325	3,828,644	359	4,621,282
麻生区	212	2,270,454	237	2,860,000	251	3,804,080
合計	2,581	35,225,204	2,791	38,333,086	3,052	47,149,657

保証承諾件数



保証承諾金額構成比



内側から外側に向かって
令和3年度、令和4年度、
令和5年度

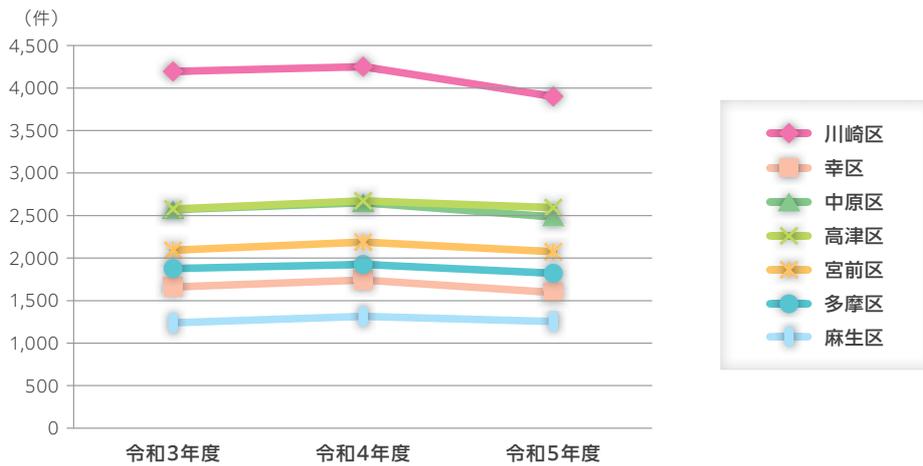
各項目の合計は、単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。

地区別保証債務残高の推移

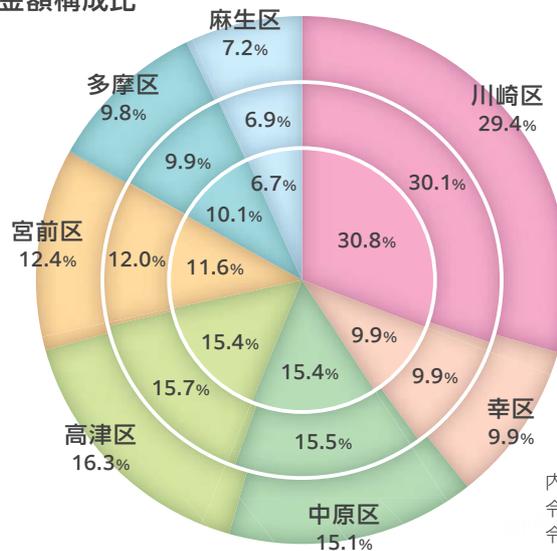
(単位:千円)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
川崎区	4,191	65,646,541	4,247	60,716,888	3,901	54,165,457
幸区	1,662	21,167,758	1,741	19,913,926	1,598	18,199,938
中原区	2,570	32,734,019	2,649	31,194,473	2,485	27,812,513
高津区	2,579	32,687,216	2,671	31,721,235	2,594	30,002,940
宮前区	2,094	24,696,423	2,187	24,141,209	2,077	22,741,080
多摩区	1,876	21,525,416	1,924	19,844,865	1,824	18,008,328
麻生区	1,242	14,337,107	1,314	13,933,021	1,258	13,165,686
合計	16,214	212,794,481	16,733	201,465,617	15,737	184,095,943

保証債務残高件数



保証債務残高金額構成比



内側から外側に向かって
令和3年度、令和4年度、
令和5年度

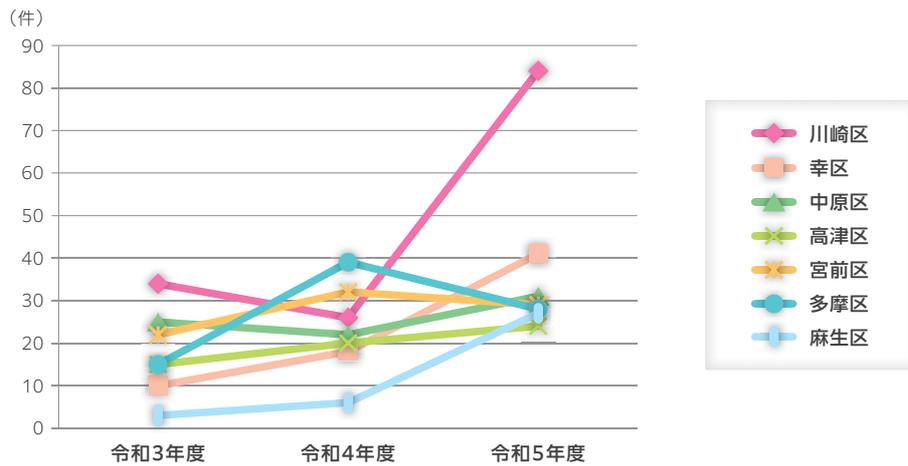
各項目の合計は、単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。

地区別代位弁済の推移

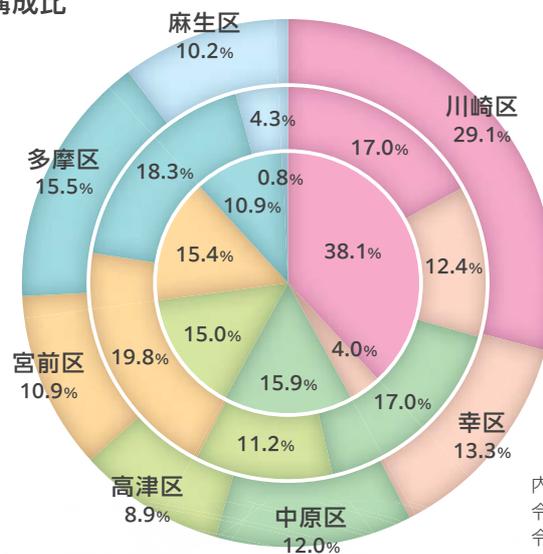
(単位:千円)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
川崎区	34	541,243	26	397,472	84	961,315
幸区	10	56,389	18	290,912	41	439,606
中原区	25	225,246	22	397,289	31	394,828
高津区	15	212,503	20	262,970	24	295,018
宮前区	22	218,929	32	463,945	29	359,691
多摩区	15	155,318	39	427,795	28	513,133
麻生区	3	11,281	6	100,104	27	338,455
合計	124	1,420,909	163	2,340,489	264	3,302,046

代位弁済件数



代位弁済金額構成比



内側から外側に向かって
令和3年度、令和4年度、
令和5年度

各項目の合計は、単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。

令和5年度決算

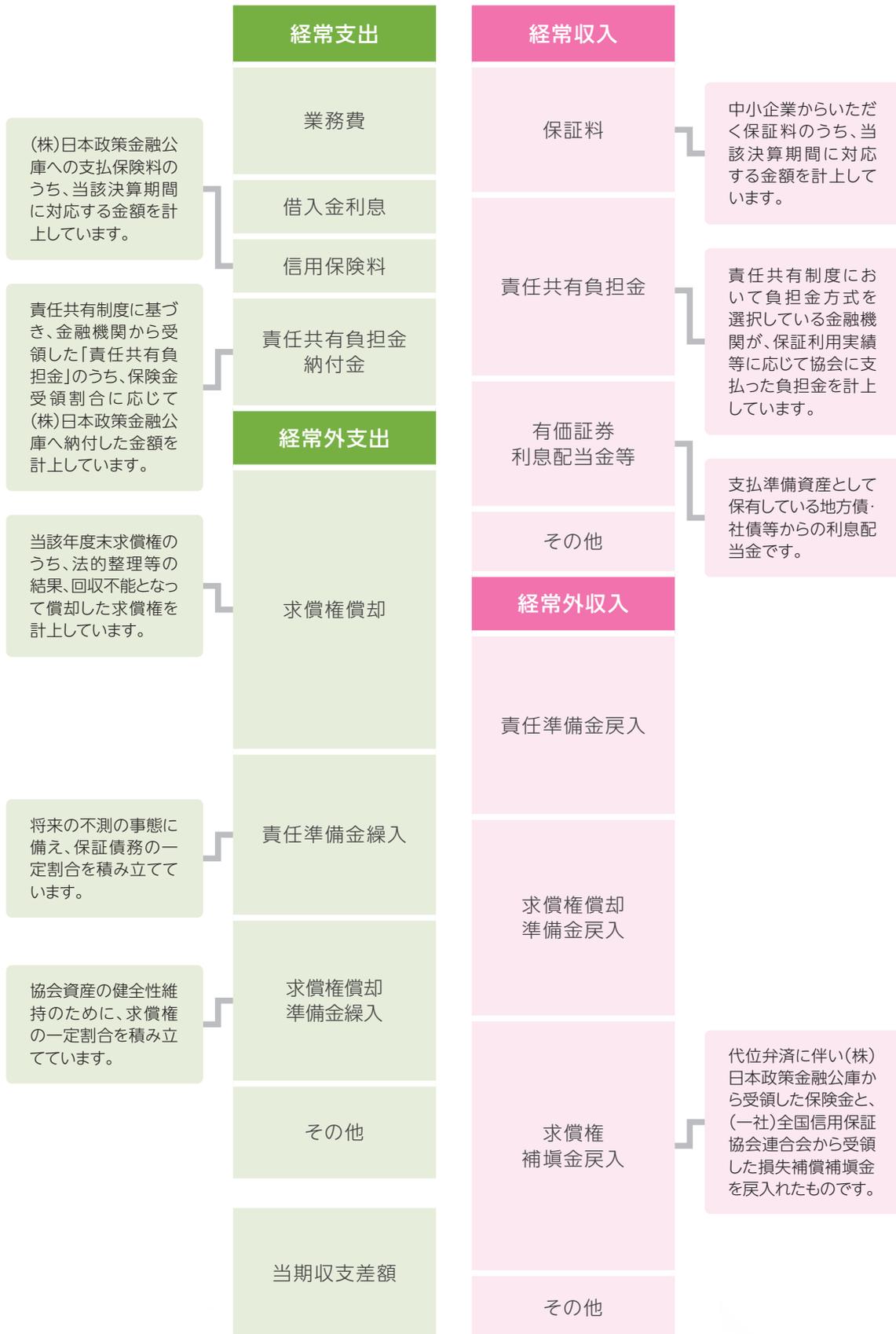
[令和5年 4月 1日から
令和6年 3月31日まで]
(単位:千円)

収支計算書

科目	金額	
経常収入	2,440,215	
保証料	1,932,598	
預け金利息	16	
有価証券利息配当金	264,465	
調査料	0	
延滞保証料	0	
損害金	19,504	
事務補助金	63,069	
責任共有負担金	143,821	
雑収入	16,742	
経常支出	1,375,438	
業務費	539,924	
役員給与	255,804	
退職給与引当金繰入	18,416	
その他人件費	58,232	
旅費	1,430	
事務費	132,269	
賃借料	21,320	
動産・不動産償却	15,949	
信用調査費	3,748	
債権管理費	14,229	
指導普及費	8,397	
負担金	10,130	
借入金利息	0	
信用保険料	822,564	
責任共有負担金納付金	12,551	
雑支出	400	
経常収支差額	1,064,777	
経常外収入	4,745,507	
償却求償権回収金	31,117	
責任準備金戻入	1,325,875	
求償権償却準備金戻入	611,493	
求償権補填金戻入	2,750,021	
保険金	2,603,248	
損失補償補填金	146,773	
有価証券評価益	0	
有価証券売却益	20,855	
補助金	0	
その他収入	6,147	
経常外支出	4,919,973	
求償権償却	2,963,193	
譲受債権償却	0	
雑勘定償却	3,353	
有価証券評価損	0	
有価証券売却損	25,363	
退職金	671	
責任準備金繰入	1,270,125	
求償権償却準備金繰入	651,967	
その他支出	5,301	
経常外収支差額	▲ 174,466	
制度改革促進基金取崩額	0	
収支差額変動準備金取崩額	0	
当期収支差額	890,311	
収支差額変動準備金繰入額	445,155	
基本財産繰入額	445,156	

各項目の合計は、単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。

収支計算書の用語解説



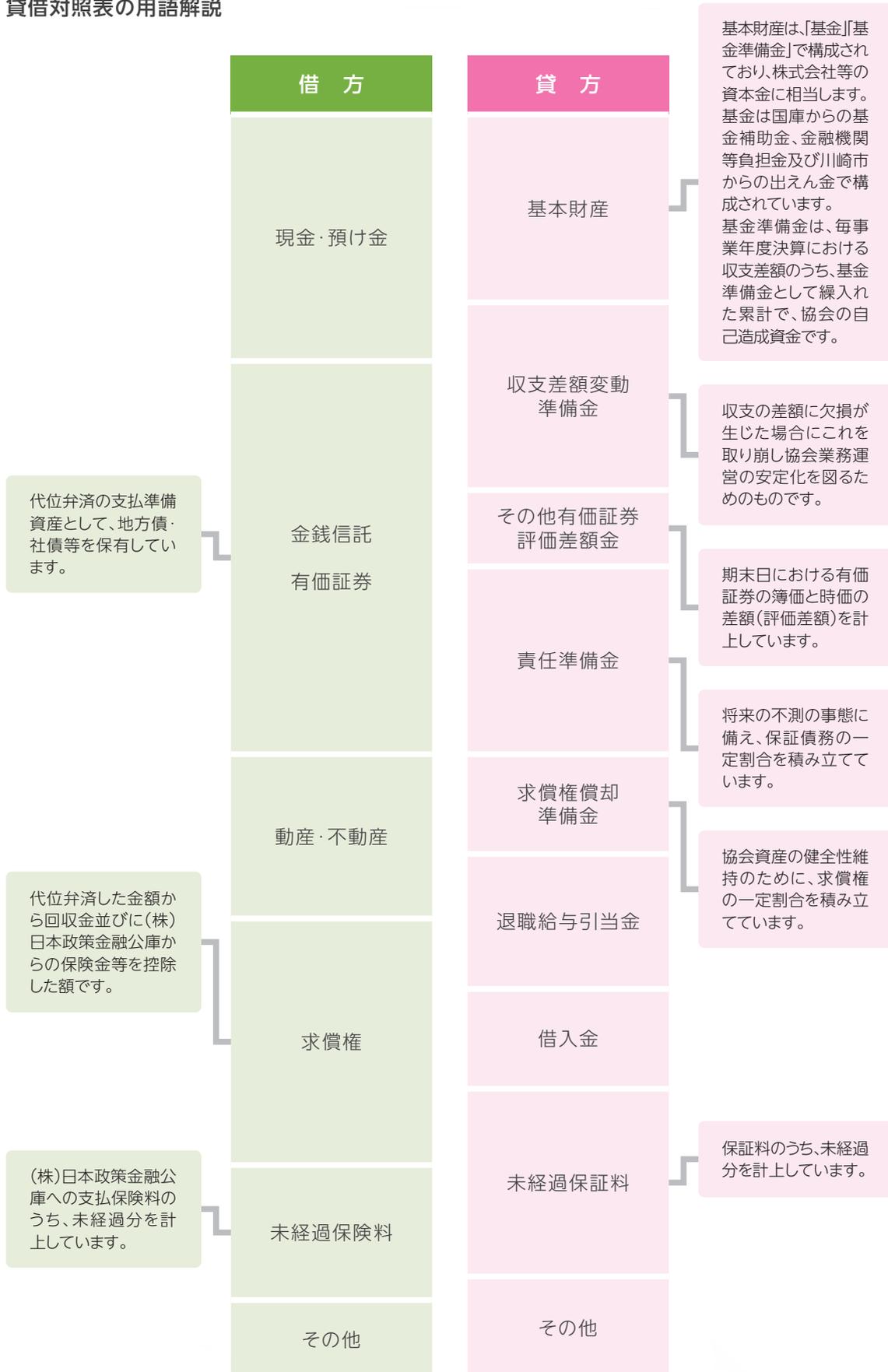
貸借対照表

(令和 6年3月31日現在)
(単位:千円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金	48	基本財産	13,425,839
現金	48	基金	3,246,305
小切手	0	基金準備金	10,179,534
預け金	1,194,447	制度改革促進基金	0
当座預金	9,908	収支差額変動準備金	4,673,676
普通預金	324,237	その他有価証券評価差額金	▲ 712,542
通知預金	0	責任準備金	1,270,125
定期預金	860,000	求償権償却準備金	651,967
郵便貯金	302	退職給与引当金	227,445
金銭信託	600,000	損失補償金	0
有価証券	20,786,515	保証債務	184,095,943
国債	90,130	求償権補填金	0
地方債	1,240,495	保険金	0
社債	19,449,375	損失補償補填金	0
株式	2,000	借入金	0
受益証券	0	長期借入金	0
新株予約権	0	(うち、日本政策金融公庫分)	0
ファンド出資	4,515	短期借入金	0
譲渡性預金	0	(うち、日本政策金融公庫分)	0
その他	0	収支差額変動準備金造成資金	0
動産・不動産	315,516	雑勘定	5,389,949
事業用不動産	282,990	仮受金	25,841
事業用動産	31,732	保険納付金	51,733
所有動産・不動産	794	損失補償納付金	1,769
建設仮勘定	0	未経過保証料	5,304,344
損失補償金見返	0	未払保険料	851
保証債務見返	184,095,943	未払費用	5,410
求償権	1,600,138	有価証券未払金	0
譲受債権	0		
雑勘定	429,794		
仮払金	6,908		
保証金	0		
厚生基金	12,608		
連合会勘定	0		
未収利息	60,281		
有価証券未収入金	0		
未経過保険料	349,998		
合 計	209,022,401	合 計	209,022,401

各項目の合計は、単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。

貸借対照表の用語解説



保証債務見返(借方)及び保証債務(貸方)は、備忘勘定で借方及び貸方同額のため、図から除いています。

財産目録

(令和 6年3月31日現在)
(単位:千円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金	48	その他有価証券評価差額金	▲ 712,542
預け金	1,194,447	責任準備金	1,270,125
金銭信託	600,000	求償権償却準備金	651,967
有価証券	20,786,515	退職給与引当金	227,445
動産・不動産	315,516	損失補償金	0
損失補償金見返	0	保証債務	184,095,943
保証債務見返	184,095,943	求償権補填金	0
求償権	1,600,138	借入金	0
譲受債権	0	雑勘定	5,389,949
雑勘定	429,794		
合 計	209,022,401	合 計	190,922,885
		正味財産	18,099,516

各項目の合計は、単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。

基本財産について

基本財産は、株式会社等の資本金に相当するものであり、①基金と②基金準備金で構成されています。信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があり、当協会が引き受けられる保証債務の最高限度額は定款により基本財産の50倍と定められています。

このため、中小企業の保証需要に安定して応え公的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠です。

① 基金について

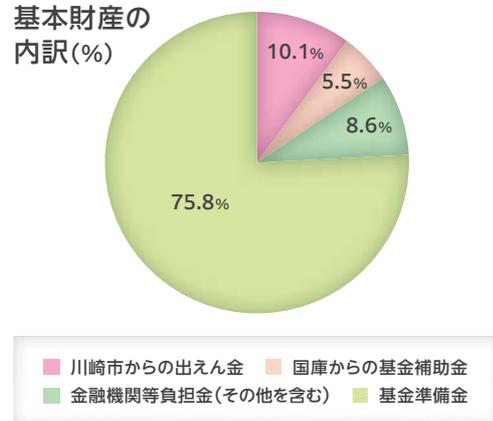
川崎市からの出えん金、国庫からの基金補助金、金融機関等負担金等で構成されています。

② 基金準備金について

決算における収支差額から繰入れた累計で、当協会の自己造成資金です。

基本財産	13,425,839,499円
基金	3,246,305,000円
基金の内訳	
川崎市からの出えん金	1,354,206,000円
国庫からの基金補助金	734,067,000円
金融機関等負担金	1,158,022,000円
その他	10,000円
基金準備金	10,179,534,499円

基本財産の内訳(%)





戦後の荒廃した中、国民生活は著しく厳しい環境下に置かれ、食糧や生活必需品の入手も困難を極めておりました。その中でいち早く活動を開始していたのは、中小企業でした。

当協会は、その中小企業の金融支援を目的として全国で7番目、戦後4番目の信用保証協会として昭和23年9月28日に設立され、10月1日から業務を開始しました。

- | | | | |
|-------|--------|----|--|
| 昭和23年 | 9月10日 | …… | 社団法人川崎信用保証協会設立認可 |
| | 9月28日 | …… | 社団法人川崎信用保証協会設立 |
| | 10月 1日 | …… | 川崎市役所内において業務開始 |
| 昭和25年 | 6月26日 | …… | 事務所を川崎商工会議所内に移転 |
| | 12月14日 | …… | 中小企業信用保険法公布 法律第264号 |
| 昭和26年 | 7月27日 | …… | 財団法人川崎市信用保証協会に組織変更 |
| 昭和28年 | 4月11日 | …… | 川崎市金融会館落成により事務所を同会館に移転 |
| | 8月10日 | …… | 信用保証協会法公布 法律第196号 |
| 昭和29年 | 10月 1日 | …… | 川崎市信用保証協会に組織変更 |
| 昭和42年 | 10月 1日 | …… | 中原連絡所を横浜銀行武蔵小杉ビル内に開設 |
| 昭和45年 | 4月 1日 | …… | 中原連絡所を川崎市役所中原支所第2庁舎内に移転 |
| 昭和50年 | 8月 1日 | …… | 中原連絡所を田辺ビル内に移転し名称を北連絡所とする |
| 昭和51年 | 10月18日 | …… | 北連絡所を川崎市中小企業婦人会館5階に移転 |
| 昭和54年 | 9月20日 | …… | 北連絡所を北出張所に昇格 |
| 昭和61年 | 10月 1日 | …… | 本所を現在地(川崎区日進町1-66)に移転 |
| 昭和62年 | 10月 1日 | …… | 北出張所を支所に昇格 |
| 平成16年 | 5月 6日 | …… | 北支所をNTT東日本溝の口ビル1階に移転 |
| 平成18年 | 4月 1日 | …… | 「保証料率弾力化」を実施 |
| 平成19年 | 10月 1日 | …… | 「責任共有制度」導入 |
| 平成26年 | 5月 7日 | …… | 電算共同システム「COMMON SYSTEM」へ移行 |
| 平成29年 | 4月 1日 | …… | 総務企画部と企業支援部の2部に組織変更 |
| 平成30年 | 4月 1日 | …… | 信用補完制度の見直し |
| 平成30年 | 10月 1日 | …… | 創立70年 |
| 平成31年 | 1月15日 | …… | 北支所を現在地
(高津区坂戸3-2-1かながわサイエンスパーク西棟407号)に移転 |
| 令和 6年 | 3月15日 | …… | 「事業者選択型経営者保証非提供制度」導入 |

窓口のご案内

本所

〒210-0024 川崎市川崎区日進町1-66



総務企画課	TEL044-211-0503
経営支援推進課	TEL044-211-0504
企業支援課	TEL044-211-0501
管理推進課	TEL044-211-0502

北支所

〒213-0012 川崎市高津区坂戸3-2-1
 かながわサイエンスパーク西棟407号



北支所企業支援課 TEL044-850-0055